荒廃前期水戸藩領下伊勢畑村の百姓一揆

I田俊純

Two Small Peasant Uprisings at Shimoisehata Village in the Later 18 Century

Toshizumi YOSHIDA

Abstract

collection were severe, because Mito han held peasants hostages and sent them to prison. They also forced them to sell fields or their uprisings and their informations in early modern Japan peasant uprisings happened, and how many occurred. Probably in the near future, historians will discover a lot of small peasant their number decreased by 40%. Today, it seems that many of Japanese historians overlook the above facts, and fail to consider why wives and children, if they did not pay taxes. Thus, peasant families continued to decrease year by year, and between 1716 and 1778 them in this study. These peasant uprisings were caused by heavy taxes for many years by Mito han. Moreover, the methods of Recently, I discovered two small peasant uprisings at Shimoisehata village, that happened in 1752 and 1778. So, I will introduce

T- ワード:一揆 下伊勢畑村 水戸藩 宝暦二年 安永八年

- 278 - (1)

社の神輿を奉じて、那珂湊の豪商が打ち毀しにあった。 した、 の寛永一八年(一六四一)に金沢村の庄屋修理による強訴がある。は慶長一四年(一六〇九)の生瀬の乱がある。 次に寛永検地の時 ち毀しを行った。そして、慶応二年 (一八六六) 四月に再び静神 治元年(一八六四)の水戸藩の内乱には多くの民衆が蜂起し、 戸藩の鋳銭事業に反対して静神社の神輿を奉じて鋳銭座を打ち毀 次に松波勘十郎の宝永の新法に反対して宝永五年(一七〇九)| 月から翌年正月に至る、全藩的規模の宝永一揆がある。次に水 水戸藩領の百姓一揆として確認されているものとしては、 明和八年(一七七一)四月の鋳銭一揆がある。そして、 元 打

の中で、

当になかったのであろうか。実は一揆になったとは確認されてい が注目される。一つは、近世の百姓一揆は代表越訴型から、総百 に伝えている。 実施した時である。このことを高野昌碩は「芻蕘録」に次のよう ことから終了になったのであるが、 業は安永五年 (一七七六) 三月に失火によって鋳銭座が全焼した つは鋳銭一揆の後、 ないが、 年 (一七七一) 以降、 れが年代的に美事に跡付けられることである。 もう一点は明和八 姓一揆型、そして世直し一揆型へと発展したが、水戸藩の場合そ 右のように水戸藩領の百姓一揆を整理すると、私には二つの点 もう一つは天明元年 (一七八一) に新田検地を太田郡から 不穏な状況になったとされる時期がほかに二つある。一 水戸藩が鋳銭を再開した時期である。この事 幕末に至るまで一揆がないことである。 失火とは疑問であるとされて

天明元年の頃田畠あらためと称して新田下免の土地を打出 高免にして田租を益の法はじまりぬ。先づ太田郡を打は

> じめ、 さず。漸十箇村改て半途にしてやみぬ。 り数度打つめたる田地なれば、民の歎も大方ならず。 訴等にも及べき勢ありき。 其故にや太田一郡をさへ改めはた 夫より他郡にも及ぼすべき処前に言る如く最早古来よ 既に強

ある。ともかく一揆には至らなかったと考えられている。 水戸藩の一揆はこれだけではなかった。 高野昌碩は「富強六略 これらの事件が具体的にどう展開したのかは、まったく不明で 次の指摘をしている。

場所は、 様工面仕候得共、右拝借金と申者実は後日の苦痛に相成、 は拝借金等之御救ひを以て、 其年之上納は妻子を売せ、又は家財を払はせ不足を償ひ、 ぎと申習はし候。此儀先年より御制禁に候得共止事得ず候。 共件之稲を荷ひ連れ、御城下へ強訴に罷出申候。 是を稲かつ 用捨もなく引不」申、何れにも相凌がたく、依て其村方百姓 候ては百姓損毛に当り申候。然る所厳酷之検見に出合候得ば 内水旱又は風難等之年は実のり不」宜、 中にも散田に仕候程之儀にも無」之、 に歎敷事共に御座候。 依」之山横目庄屋抔途中へ出張、右稲かつぎ共を指留、大抵 検見入之場所に稲かつぎと申事御座候。 [城下先は出し不」申候様にいたし、扨右村役人等入割を以 随分熟作仕候様精を出し、 表向は罪人をこしらへ不」申候 取入申つもりいたし、 大抵割合にも當り可 平年之通御年貢上ゲ 是は右高免御田地之

どまでして年貢を納めさせ、罪人を出さずにすませたというので んどの場合、山横目庄屋によって阻まれ、表面上は妻子を売るな 連れ」て城下に直訴しようとしたと伝えている。 の年でも減免しないので、そのような年には百姓達が「 すなわち、 稲かつぎといって、 高免の田地にもかかわらず災害 この直訴はほと 稲を荷ひ

発していたのである。
「富強六略」は寛政一一年(一七九九)の著作である。
天明の大「富強六略」は寛政一一年(一七九九)の著作である。
天明の大なったけれども、「止事得ず候」と引き続き起きたと伝えている。
語となる程頻繁に行われ、またその故に「此儀先年より御制禁にある。
そして稲かつぎは、「是を稲かつぎと申習はし候」と、用ある。
そして稲かつぎは、「是を稲かつぎと申習はし候」と、用

地の実施に至るまで、検地に反対し続けたのである。地の実施に至るまで、検地に反対し続いるから、同様の小さないたとしても、やはり荒廃していたのであるから、同様の小さなが、荒廃の急速に進行した寛政期にだけみられたと結論づける必が、荒廃の急速に進行した寛政期にだけみられたと結論づける必が、荒廃の急速に進行した寛政期にだけみられたと結論づける必が、荒廃の急速に進行した寛政期にだけみられたと結論づける必ずならなかったのであろう。しかし、稲かつぎのような小さな一揆は起きていた、少なくとも起きる可能性は常にあったとみないたとしても、やはり荒廃していたのであるから、同様の小さな一揆は起きていた、少なくとも起きる可能性は常にあったとみないたとしても、やはり荒廃していたのであるから、同様の小さないたとしても、やはり荒廃していたのである。こうした史実が背景にあったから、たとは重要な史実である。こうした史実が背景にあったから、高くは、一様は起きていた。

る。そして、一揆とは何かといった時に、この三類型にあてはめち、幕末においても代表越訴はあり、総百姓一揆もあったのでありにとらわれすぎているように思われる。一つには、すべての一型、総百姓一揆型、世直し一揆型と発展したが、この図式にあま私には思われる。先に述べたように近世の百姓一揆は、代表越訴私には思われる。先に述べたように近世の百姓一揆は、代表越訴私には小さ過ぎて記録・伝承に残りにくいことがあげられが。一つには小さ過ぎて記録・伝承に残りにくいことがあげられが。一つには小さ過ぎて記録・伝承に残りにくいことがあげられが。一つには小さ過ぎて記録・伝承に残りにくいことがあげられが。一つには小さ過ぎて記録・伝承に残りにくいことがあるうにある。

種と見過ごされて来はしなかったであろうか。はまらない小さな一揆はそこから漏れて、せいぜい村方騒動の一て理解しようとしたのではないだろうか。その時、三類型にあて

その法則性、 それを研究する事、すなわち、どのような背景の下に起きたのか、 に呈したいと思う。 さな一揆を、その背景を具体的に分析しながら紹介し、その一助 成立を考える上でも大きな意義を持つと考える。 にすることは、我が国の近世国家の解明のみならず、 あるいは起きにくかったであろう。こうした小さな一揆を発掘し、 私は考える。もちろん、自然災害の有無、 な年貢収奪の下に置かれていたのであるから、常に起こりえたと 八世紀後半の荒廃前期に水戸藩領下伊勢畑村で起きた二つの小 三類型に入らないような小さな一揆は、近世の農民は常に過酷 村落のあり方などの諸条件によって、 また一揆の発展型体といかに関るのか、 地理的環境、 あるいは起きやすく、 そこで本稿では 近代国家の 等を明らか 領主の政

前期の農村構造

が上伊勢畑、 東に御前山、 本稿においてはその成果を参照にしながら論を進めることにす と考えられる。私は以前上伊勢畑村の分析をしたことがあるので、 檜山となる。 遮断された孤立した地域である。 造をみておこう。 ・論に入る前に、 上伊勢畑と下伊勢畑とはかなり共通した性格 いずれも水戸藩領である。 下流部分が下伊勢畑、そして上伊勢畑の南の山間が 西に片倉山、 また伊勢畑の地は、 下伊勢畑村の性格を知るために前期の農村構 そして南に井殿山と、 その伊勢畑の那珂川の上流部分 図にあるように北は那珂 従って山間の檜山は別と 四囲を川と山で 動きをした

東京家政筑波女子大紀要 1

周辺図

とである。ところで、上伊勢畑 山間の村としては異常に高いこ

ったのである。 村の場合も明らかに縄がきつか 程のたぐいまれなる大荒廃状況 村では寛永検地の縄がきつかっ むことになる。しかし、一七世 勢畑村も後に非常な荒廃に苦し らかにできないが、同様の傾向 なしたと伝えられる。 下伊勢畑 つかったことはその一大原因を 村高を三分の一に大激減させた を呈した村であったが、縄がき た。上伊勢畑村は天保検地には あったことは疑いない。 畑方の位付は明 下伊

> 貞享2年田方位付 表 1

位	付	面 積	%	石 高	%
上	田	3町8反9畝13歩	54.5	50石626	61.6
中	田	1. 3. 3. 3	18.6	14. 641	17.8
下	田	1. 6. 8. 24	23.6	15. 193	18.5
下台	7 田	2. 3. 23	3.3	1. 664	2.0
合	計	7. 1. 5. 3	100	82. 124	100

下伊勢畑区有文書「(田方順帳)」(349)より作製

比率が六〇パーセント前後と 域に共通した性格である。 パーセントと、圧倒的な畑方農村であった。それは山間のこの地 三九であるから、これだけの田畑が寛永検地で打ち出されたとみ 郷高一〇八七石七六四、 年(一六五九)の小割付帳が残されている。これによると、 郷分の増加によるとみなせる。ここで指摘できることは、 表1のようになる。合計が多少多くなっているのは、 いが、貞享二年 (一六八五)の田方順帳によると、 下伊勢畑村の寛永の検地帳は残されていないが、幸いに万治二 田畑比でみると田方七・四パーセント、畑方九二・六 内田方八〇石四二五、畑方一〇〇七石三 その位付はこの帳簿には記されていな 田方の位付は その後の本 上田の

なせる。

らない(なお、

た人名を判読できない不明者がこの外に一九人いる。 この内の大

半は表2の

かなりの農民が複数の給主の支配下にある)。

ŧ

紛失した三給分に最大一○人程の別の農民がいたとみなければな

ている。

その上、

この小割付帳は下書で不備が多い。

まず人数であるが

そうした実状の中で読み得た分を集計したものである。

そのためにかなり読めなくなっ

その上残った

けている。

行主に分割されていた。 この帳簿はこの内三給分一二七石余が欠

最後の部分がなくなっているのである。

は合計一一二八石八二八で、 非常に不完全な表である。 下層農民が五二人で四八・一パーセントとなる。 ただしこの表は から六石の中層農民が四六人で四二・六パーセント、六石未満の 成は一五石以上の上層農民が一〇人で九・三パー セント、一五石

第一にこの年下伊勢畑村の本郷新田高 村は蔵入地のほかに一四人の地方知

紀段階はそれとは逆に大きく発展した時期であっ

表2である。これをみると一○八人の名請人がいる。

その階層構

万治二年(一六五九)の小割付帳で農民の階層構成をみたのが

部分も左右両端の破損がひどく、

表 2 万治2年農民階層

持高	人数	人数	%	
24 ~ 27	2			
21 ~ 24	2	10	0.2	
18 ~ 21	1	10	9.3	
15~18	5			
12 ~ 15	10			
9 ~ 12	16	46	42.6	
6 ~ 9	20			
3 ~ 6	20	52	48.1	
0 ~ 3	32	32	40.1	
合 計	108	108	100	

下伊勢畑区有文書 万治2年「下伊勢 畠村亥年御年貢可納 小割付帳 」(1659) より作製

۲ 問 同名異人の ಠ್ಠ み 題 さらに られ が ぁ

> にならなければならないが、 であるが、この一〇八人の持高の合計は、一二給分一〇〇一石余 従って全村の人数は一三〇人余はあったと考えられる。 勢畑村も平均八石とすると一四一人の名請人がいたことになる。 検地帳の一軒当りの平均持高は、 数例の同名異人がいてもよいと思われる。また上伊勢畑村の寛永 しているとみなされる。 分を足しても七七五石余である。 一応同一人としたが、後年の小割付帳等の記載事例からみると、 ここでは同名でも明らかに別人と認められる二人を除いて、 七五一石余にしかならない。 七石九二九であったから、 帳簿の破損と不備のために脱落 次に石高

中層に移ることになる。 この規準で下層農民を定義すれば、表2の内一五人程が下層から の規準にはずれていないと判断される)、五反は三石半である。 石= 一町であるから (検地の縄のきつかった伊勢畑の両村も、 と中層が多く、下層が少なかった。 たとえば、上伊勢畑村の寛永 よう。ところで、上伊勢畑村等の周辺の寛永検地の結果は、 高に換算することは困難であるが、一般的には水戸藩領では七 析し、二町以上を上層、五反未満を下層とした。これを正確に石 ント、下層一四・一パーセントである。 ただし、これは面積で分 検地の農民階層は、上層三・八パーセント、中層八二・一パー しかし、 右のことから、私は表2はかなり修正されるべきだと考える。 かなり下層農民の多い村方であった。 中下層農民が多かったという大勢は示されているとい 寛永期の周辺の村に比べて、 ともかく万治二年 (一六五九) 中層農民を中核としながら の下伊勢

らば、この地域は一七世紀に紙・煙草の特産物生産地帯の形成と の検地の結果を示していると理解することは危険である。 下層農民の多い村と指摘したが、これが寛永一八年 (一

うが、 り最大一〇 誰かと結び した存在だ つくである 人程は独立 やは

いう、 分の取箇が、田方四ツ四分、畑方五ツ九分と畑方に高いのも、 速に人口が増加した。万治二年(一六五九)の下伊勢畑村の本郷 に畑方の特産物生産がなされていたことに支えられていたと理解 農業生産上の大変革が進行したからである。その結果、 既 急

書いた後に、煙草生産高を次のように記している。 ているくらいである。 茶商人、西ノ内紙製造人、煙草問屋中買人等は「無|御座|候」と れをみると、 六二)に伊平次が「農業出精八勿論、 文書には近世の煙草生産に関する史料としては、文久二年 (一八 下伊勢畑村が主とした産業は煙草であった。 勝手向も相応ニ操廻シ、大家内ニ而睦敷暮居候」と報告され 明治五年 (一八七二) 八月の産物調査では、 ほかに明治初年の史料が残されている。そ 農間二八煙草江戸出シ商ひ しかし、下伊勢畑 製茶人、

当村ーヶ年産出高

切粉 二百箇 但壱箇五貫四百目入

刻煙草

また六年二月の取調では、 次のように記している。

下伊勢畑村

当村一ケ年産出

煙草六拾五駄 但一俵六貫め入

駄三拾六貫め

上品 下品二而代金三百三拾四両永二百八拾六文(但壱両二七貫め 二而代金五百 拾両 但金壱両二四貫五百め直

右の外産出之品無 御座

五年に比べて六年の方が七二〇貫も多く産出したことになる。

正確でない。同じ史料はその後で次のように記している。 生産物は煙草のみであると書かれている。 そして、その出荷額も八五四両余であり、下伊勢畑村の出荷する しかし、煙草だけとは

煙草六拾五駄 但壱駄三拾六貫目

白楮二拾五駄 但壱駄二拾四貫日

右之通取調奉,,書上,候。以上

や林産物、 らの史料は、明治初年の下伊勢畑村は煙草生産を中核とし、白楮 料の六年五月の項には、 しかし、これも主要なものを書き上げたに過ぎなかった。 いる。もちろん、こうしたあり方は近世以来のものであった。 とともに、煙草生産の不安定性をよく示している。ともかくこれ 相場の関係であろう。それは主穀を購入しなければならないこと では八五四両余で、五月には三四〇円と半分にもみたないのは 藍の一一二円五〇銭の出荷があり、合計はあわないが一〇四三両 るが、他に白楮の三〇〇円、 すると、下伊勢畑村は煙草が最大の産物で三四〇円の出荷額であ いる。それを表3に示した。ここでは円と両とは同じとみてよい。 ||分である。煙草の産額が二三四○貫と同じなのに、二月の取調 煙草の他にも和紙の原料である白楮を出荷していたのである。 そして藍によって不足を補う村であったことを示して 下伊勢畑村の詳細な物産取調が記されて 薪・丸太・竹の林産物の二八五円

神官が二人いる。また庄屋・組頭は給分が引かれている。庄屋の 以来の指銭帳がよく揃って残されている。その内記載された農家 ある。その内の享保四年分の農民階層を表4に示した。 軒数が最も多いのは、 人口が増加した。 盛時の下伊勢畑村にどれ位の人口、 一七世紀に下伊勢畑村は特産物生産地帯として急速に成長し、 たかは不明であるが、 享保四年から一一年までの分の二一六軒で 下伊勢畑村には享保元年(一七一六) 農家軒数が この外に

吉田俊純:荒廃前期水戸藩領下伊勢畑村の百姓一揆

明治6年物産取調 表3

品目	生産高	代金等	備考

米	37石376	貢納自用費消	外二米518石3 不足買入
麦	273石770	自用費消	外二麦348石19 不足 但粟稗芋等の類を以不足を補申候。
大豆	65石100	自用費消	但 1 俵 4 斗 5 升入 1 駄 2 俵
小豆	18石860	自用費消	但 1 俵 4 斗 5 升入 1 駄 2 俵
粟	93石	自用費消	但 1 俵 4 斗 5 升入 1 駄 2 俵
稗	139石500	自用費消	但 1 俵 4 斗 5 升入 1 駄 2 俵
小麦	109石850	自用費消	同 5 斗入 1 駄 2 俵
芋	223石200	自用費消	但1俵3斗 1駄2俵
鶏	60 33		売買なし
藍	800貫	112円50銭	内上品300貫 但1円二6貫 下品500貫 1円二8貫
綿	580貫	自用費消	但1駄36貫 代金165円71銭4厘3毛
鶏卵	2000	自用費消	代金6両
薪	23000束	230円	但1駄6束 1円二100束
白楮	150束	300円	但1駄6束 1束4貫 1円二2貫
煙草	2340貫	340円	但1駄36貫 内上品900貫 1円二5貫 下品1400貫
			1 円二 9 貫
栗丸太	3000本	30円	但長9尺 1円二100本
竹	1000束	25円	但1束1尺5寸廻 1円二50束
輸出	代金総計	1043両2分	
T /TI &h .km [cz		Lm+1-T-++ FF+1+n+E	/ 0 \ F1)作制 - 市 F円は同一 トンカサス - 合計はまわない

下伊勢畑区有文書「下伊勢畑村酉諸願村扣帳」(8)より作製。両と円は同一とみなせる。合計はあわない。

四) 以降の指銭帳には、

庄兵衛の持高は二四石八五九とあるから、

従って彼を上層農民に加えた。

元年 (一七四

彼は全額引かれていたのである。

以上の上層農民が六人で二・ハパーセント、一五石から六石の中

層農民が五一人で二三・五パーセント、六石未満の下層農民が

また組頭六人は引高一○石を加算して表示した。すると、一五石

指銭の割付の記載には、 かし、下伊勢畑村にいた農家はこれだけではなかった。 家軒数は倍増し、下層農民の比率が圧倒的に高くなっている。 六〇人で七三・七パーセントになる。 ところで、表4を表2の万治二年(一六五九)と比べると、 内四百四拾八文引 次のように記されている。

指銭帳の

農 U

が庄屋を辞任 寛保元年 (一 庄兵衛の名は した後の延享 三とあり、 高二四石三三 に庄屋給分引 三年の指銭帳 七四一)から 彼

表4 享保4年農民階層

持高	人数	人数	%	
24 ~ 27	2			
21 ~ 24	0	6	2.8	
18~21	1	O		
15~18	3			
12~15	4			
9 ~ 12	17	51	23.5	
6 ~ 9	30			
3 ~ 6	88	160	73.7	
0 ~ 3	72	100	13.7	
合 計	217	217	100	

下伊勢畑区有文書「下伊勢畑村亥年指 銭帳」より作製。神官2名は除いた。

来ない。それでは三新田には、 わりに指紙を出していたのである。 すなわち、 之通出申候分指紙二指次キ引 是八河内大平相川三ヶ新田より申年中為,|帳紙代と|、 河内・大平・相川の三新田の農民は、 何軒の農家があったのであろうか。 従って指銭帳には名前が出て 指銭を出す代 例年

三新田固有の農民であったと認められる。 記載の農家軒数は漸減するからである。 そしてさらに重要なこと 欠落百姓を出しているからであり、 民の盛時の数、 分の割付が記されている。従って最後に記された三組二六人が、 組九人、相川市三郎組一三人、大平吉三郎組五人と寺院僧侶二人 下、六組一七五人の割付が記される。そしてその次に、川内市平 分六組二一七人の割付が記され、次に新田分として同じ組頭名の 分の全ての割付が記されている。その記載様式は、はじめに本郷 の小割付帳をみると、本郷高九六七石余と蔵入分であるから新田 万治二年 (一六五九) に次いで古い蔵入分の寛保二年 (一七四二) 次の事実が指摘される。 なぜならば、下伊勢畑村では享保五年 (一七二〇)、 少なくとも享保期の数であったとはただちにいえ また享保一一年以降、 しかし、これが新田農

井殿山を次のような信仰の霊場とした。 百日山籠して修法願成就した。 そして彼は水戸藩の許可を得て 宝永六年(一七〇九)に下伊勢畑村の井殿山の奥院に常法院が

宛上納指上候程之御山繁昌仕候事: 六軒、大平新田弐拾四軒、 仕候二付、上町下町と申行者宿并店商売之者共、 八年卯四月廿一日寺社御奉行芦川市兵衛樣御見分御座候 六月中御郡方御立合を以御普請被 都合四拾軒相立、 遊候所、 町役銭弐拾貫余 相川新田拾 御建立成就

享保二 合計一石七六二が計上され、また大平新田の引方の内に井殿山道 のである。 商売人を相川新田で一六軒、 すなわち、 二年 (一七一八) 以降の分がかなり知られるが、それらをみ 相川新田の引方の内に井殿山御屋敷・道代・御用地として 確かに下伊勢畑村の年貢は割付状・小割付帳によって『川新田で一六軒、大平新田で二四軒取り立てたという 寺院の普請をしたのみならず、 町立をして宿と店の

> 四〇軒の宿店が既存の農民とどうかかわるかは判然としない。 引高は万治二年(一六五九)にはなかった。しかしながら、 は思えない。にもかかわらず、 のない人達をこの人里離れた山中に住まわせる程には繁昌したと の中には人の住んでいない出店もあったであろうが、全く在地性 の小割付帳の二六軒よりは多かった可能性が高い。 新田に住む人は寛保二年(一七四

ಠ್ಠ いた。そして宝永以降は相川新田と大平新田の農民は、 石九斗余の長三郎を最高に三石以上一一人、三石未満一五人であ た。ところで三新田の農民の寛保二年 (一七四二)の持高は、 の水呑である。二百軒以上の農家が存在し、 霊場で宿と店の営業に従事していたと考えられる 享保年間の下伊勢畑村の農家軒数は、二一七+二六+ プラスの数にはさらに別の種類のものが加わる。 山中に住む彼らはわずかな田畑を耕し、 紙漉きを副業として しかも煙草生産とい それは無高 井殿山の であっ 兀

られる。そして彼らは皆下層農民で のであるから、 うに表4以上に享保期の下伊勢畑村 を作り直してみると、 は少なくとも二四三軒、 高の水呑がいたとしてもおかしくな た二新田には宿・店の営業もあった う多労働集約型の商品作物を主とし 二六〇軒余の農家が存在したと考え た生業にしていたのであるから、 たから、彼らを加えて階層構成 従って享保年間の下伊勢畑村に 少なくとも数軒の無 表5にみるよ 多くみると ま

表 5 修止享保 4 年農民階層					
	増大量		増大	畐多め	
持高	人数	%	人数	%	
15~27	6	2.5	6	2.3	
6 ~ 15	51	21.0	51	19.6	
0 ~ 6	186	76.5	203	78.1	
合 計	243	100	260	100	

御用地として合計五石四六六が引かれている。 もちろんこの

らなくなった。

新田打出高年 表 6

年 代	面積	石高
万治元年	6町6反9畝5歩	41石134
寛文10年	1. 9. 4. 11	8.931
寛文11年	4. 6. 8. 23	21.892
延宝元年	2. 9. 9. 3	16.027
延宝6年	4. 0. 0. 25	20.349
貞享元年	5. 9. 2. 26	21.521
貞享5年	1. 3. 8. 2	7.427
元禄5年	6. 4	0.205
宝永7年		6.553
合 計		144.039

下伊勢畑区有文書 各年の新田検地帳(336 ~348,350,353,358)より作製

れは いってもそ いことは ಶ್ 分 持高による な意味での 下層農民と ればならな 応経営を 類 彼らは 一般的 であ

復し、

享保期の安定

した農村になる。

は元禄期に急速に回

なかっ

た。

上伊勢畑

図式通りには回復

伊勢畑は

この

村の場合、

年貢の収

享保四年には二四三軒とみても一軒当り五石一五の持高にしかな 一石三〇三であるから、この間に一三石五三九の新田が本郷分に | 期がいかに発展の時代であったかを示す証左でもあるが、 主として一七世紀に新田開発が行われたことは、 当然下層農民が増大したのである。 新田がいつ打ち出されたか、 この後新田の打ち出しは幕末まで事実上なき 一軒当り八石六八二の平均持高であったのが 従ってこの間の新田打出高は一六三石 このほかに万治二年(一六五九 享保四年の本郷高は このため万治二年の農家 判明する限り表示し 下伊 この

に等しい。

7畑村の場合はあまりにも少な過ぎた。

一三〇軒とみて、

たのが表6である。 八〇二である。 組み入れられたのである。

の本郷高は一〇八七石七六四であり、 新田高は一五〇石二六三である。 は下層農民の比率の高い村であったのである

下層農民が増大した理由は、

農家軒数の増大に耕地の増大が伴

の下伊勢畑村の

わなかったためであった。享保四年(一七一九)

か。 宝期までとみられ で続いたのであろう 村の発展は、 と水戸藩領の農村は それでは下伊勢畑 延宝以降になる それは寛文・延 いつま

注意しなけ

かし、

表 7 永引荒廃田畑

なる。

そして、

それ

状況を呈するように

光圀治政末期の荒廃

年	代	田	畑	合 計
万治2年	(1659)	0	0.176	0.176
天和2年	(1682)	3.702	78.986	82.688
貞享5年	(1688)	3.995	89.394	93.389
元禄13年	(1700)	9.84575	118.25359	128.09934
宝永元年	(1704)	9.773	122.478	132.251
享保11年	(1726)	14.338	143.924	158.262
享保11年	(新田分)	3.363	33.254	36.617

天和から宝永の数字は本郷分のみ。下伊勢畑区有文書 万治2年小 割付帳(1659)と各年分川欠等改帳(427,429,439,445,454, 455)より作製

ンク下げて規定した方がよい。 忠兵衛が一二石余、 また持高で規定するとしても、 長兵衛と金左衛門が一一石余、 少なくとも繁栄している時期に 弥右衛門が一七石余、

層農民にしか過ぎない。 兵衛が一〇石余と、六人中二人しか上層農民はおらず、 でみると、六人の組頭の持高は、 よる階層の分類は正確ではない。 基盤を置いていたのである。 に持高では規定できないし、 成り立たせてい 六石余、 それはもちろん多労働集約型の特産物生 それ故に、こうした村の階層構成は単純 それ故に、一般的な意味での持高に たとえば享保四年 (一六一九) 吉兵衛が 四人は中 ーラ

この時期から始まっている。享保元年 (一七一六) に相川の三衛

れるのである。 る永引地は確実に増大した。そして、それは畑方に顕著に認めら 賈収納の推移はわからないが、この間表 7 にみるように荒廃によ 地が増大する傾向にあった。下伊勢畑村も同じ傾向にあった。 納高は一七世紀の盛時に達せず、 かえって畑方は次第に永引の荒 年

呈していたのである。 を完全には克服できず、 徐々に荒廃が進行していた。 は既になくなっていた。 享保期の下伊勢畑村は、一般にいわれるような安定した農村で 主要産業である特産物を生産する畑方は、 むしろ下伊勢畑村は光圀治政末期の荒廃 この時期、 下伊勢畑村の繁栄は翳を

が、

Ξ 宝暦元年に至る年貢収納の過酷さの増大

困窮の度を高め、 には、 出費の村役人出張の記事によりながら、 努力にもかかわらず荒廃は着実に進行した。 7の享保一一年の畑方荒地一四三石余は、正確にはこの分引かれ 三八石九二九を、同一一年に五石一四三を再開発した。従って表 み、この内宝永六年に一六石八二一を、享保元年 (一七一六)に 二石六一四が立ち帰りになっている。 いにこの村には享保元年以来の指銭帳が残っているので、 内実は九七石三六九である。 もちろんこの対策はたてられた。 産物 = 煙草の生産のために主穀の不足を来たすことは 七世紀末から下伊勢畑村は徐々に畑方の荒廃が進行してい 川欠畑一一六石余の代地が渡された。 年貢に苦しむようになっていく。そのあり様を 元文二年 (一七三七) にも代地 宝永三年 (一七〇六) 四月 以下に追ってみる。 しかしながら、こうした 下伊勢畑村は次第に 村人達は再開発に励 その 既に

> 又八拝借之儀」を願っている。生活できず欠け落ちする者が出た 子の拝借であろう。五年一一月には「当村百性欠落仕候儀御 門が火事となり、その夫食稗願が出された。これは特殊な例外で のである。六年には二月、三月、九月と夫食稗願が出された。 年一〇月には「当村百性困窮ニ付拝借願」が出された。 あるが、夫食願は享保三年以降、毎年のように出されている。 これは金

が出された。この年の雹の被害は甚大であった。下伊勢畑村の実 ている。水害に襲われたのである。この年九月に三回目の夫食願 った。享保六年 (一七二一) 閏七月には、「水押の訴」 例外ではなかった。 る事態に至った。 あったに違いない。三月頃には夫食拝借がなされただけでなく、 情ははっきりしないが、上伊勢畑村では畑方本郷分四六二石余の が出されたのは、このためであろう。七年四月頃には「雹打訴 の災害であった。一般に享保期は安定した時期と理解されやすい 伝衛門が欠落した。 欠落も出る困窮の村方であった下伊勢畑村を襲ったのが、 実はしばしば自然の災害が襲った時である。 四七石余がこのために半納になった。下伊勢畑村でも同様で 特に下伊勢畑村は大きな損害を蒙ることにな そして、一一月には拝借稗の延納願が出され 水戸藩領もその が出され

出された。 は再び拝借稗の延納願が出された。 二七石余になった。 で未進があったとは記されていなかったが、既に未進があったの に関して、 が半納から四分の のために少ない年は一二石程であった田方付荒引高が、 享保八年(一七二三)八月には再び「水押訴」が出された。 そして、この年に村嶋家の知行が上知になっ 庄屋庄兵衛は「未進詰御用二役所へ」行った。 一減納になった。 畑方も「本郷分」九四四石余の内、 翌九月にも前年分の延納願が そのためであろう、 一 〇月に 三六五石 た。 倍以上の

窮と無縁ではないであろう。である。この年の秋に代官が一宿しているのも、下伊勢畑村の困

両村の間に出入が起きたのである。 両村の間に出入が起きたのである。 三月には夫食願が出されている。なお 大は実施されたのである。三月には夫食願が出されている。なお であるが、逆に三月頃に芝付田方見分御用に役人が来村した。九 であるが、逆に三月頃に芝付田方見分御用に役人が来村した。九 であるが、逆に三月頃に芝付田方見分御用に役人が来村した。九 であるが、逆に三月頃に芝付田方見分御用に役人が来村した。九 であるが、逆に三月頃に芝付田方見分御用に役人が来村した。九 であるが、逆に三月頃に芝付田方見分御用に役人が来村した。九 であるが、逆に三月頃に芝付田方見分御用に役人が来村した。九 であるが、逆に三月頃に芝付田方見分御用に役人が来村した。九 であるが、逆に三月頃に芝付田方見分御用に役人が正人来て七泊した。 本部である。一年は前

出された。
出された。
出された。
出された。
出された。
としてこれ以後、下伊勢畑村の未進は毎年常態化する。までみる限り天候異変はなく、むしろ畑方本郷分が一分増徴されている。そしてこれ以後、下伊勢畑村の未進は毎年常態化する。ま年度の未進であったかはっきりしないが、この年の年貢が翌一二程度の未進であったかはっきりしないが、この年の年貢が翌一二

その後数年の内に、四分取と三分取にさらに減免された。事実上内五石六四七が、それぞれ六分取と五分取に減免された。 さらにされた。 この間八月には、庄屋組頭全員が未進のために粟野村に呼出された。 その上、この年は非常な水害に襲われた。 八月に村呼出された。 その上、この年は非常な水害に襲われた。 八月に村に上屋庄兵衛と組頭八衛門は代方未進の穿鑿に北方村に召出された屋庄兵衛と組頭八衛門は代方未進の穿鑿に北方村に召出された屋上兵衛と組頭八衛門は代方未進の穿鑿に北方村に召出された屋上兵衛と組頭八衛門は代方未進の穿鑿に北方村に召出された屋上兵衛と組頭八衛門は代方未進の穿鑿に北方村に召出された。 一三年二月に、東保一二年(一七二七)の年貢も未進になった。 一三年二月に、

引地となった。 年八月に永引改がなされ、新たに田畑合わせて一三石二七四が永年八月に永引改がなされ、新たに田畑合わせて一三石二七四が永内、一七九石余が半免から四分の一減免になった。このために翌荒地になったとみなしてよい。一方畑方は本郷各免九四八石余の

『清いして『崔夢』の延納を願って歎願をした。次のように記されている。の延納を願って歎願をした。次のように記されている。に、下伊勢畑村を含む近隣の村々は享保一二、一三年の夫食拝借四年二月、四月に二回、六月と上納している。そして一四年三月享保一三年(一六二八)の年貢も未進になった。この分を翌一

一七十九文 同人

村へ遣申候。 下圷村阿わの村庄屋衆、御屋敷へ為」登申候入目遣、粟野是八午未両年分之夫食拝借仕候分、延御訴訟二村々く三合、

たであろう。 ・であろう。 ・であるの田方の内、四石程が半免か三 ・である ・であるの。 ・である。 ・でる。 ・ 升八合が新たに永引地となった。 にひどい年貢の未進・滞納がこれ以後常態化することである 村がいかに苦境にあったかは、 日請年貢はこの月組頭の安左衛門が上納した。この年、 ばならなかった。そして一二月には庄兵衛と組頭二人は高根村に ていたために組頭二人が縄下になり、 年貢上納の訴えをするために水戸に行き二泊したが、年貢が滞っ は上納するので延して欲しいと願ったのである。 この月庄兵衛は た。そして、一一月には延納の日請を願った。すなわち、何日に た。そのために庄屋庄兵衛と組頭三人が下小坂村へ行き、一泊し 九月のこの年の初済期の上納は延納を願わなければならなかっ 金のことで大山村へ行った。未進金はこの後八月に上納されたが い穿鑿を受けたのである。 あったから、 た時の費用が五○○文であったのに対して、この時は四○○文で た何泊したのかは記されていないが、二月に北方村で全員一泊し 金のことで高久村に召出された。何人の村役人が行ったのか、 が、未進金は皆済されなかった。四月に再び村役人は前年の未進 金の延納願が出された。その後三月、四月と未進金は上納された 上納である。三月には前年の浮役金は上納したが、一方では未進 余程きつい穿鑿がなされたのである。この年は二月から未進金の 庄屋組頭全員が前年の未進の事で北方村に召出され、一泊した。 たことはかつてなかった。しかし、 享保一六年 (一七三一) になると事態は一層悪化する。二月に | | 月に願っ 保一七年 (一七三二) も水害に襲われた。このために田方七 年貢皆済を命じられたが、 七人の庄屋組頭のほとんどが行き、一泊してきびし たことがよく示している。こんなに何回も願っ 五月にはまた三人の組頭が前年の未進 夫食稗願を二月、 日請を願った。 かくしてこの年、荒廃による永 より重要なことは、このよう そのために粟野村に行かね 四月 三人は二泊した。 七月、 下伊勢畑 ŧ

> 引の田 きる。 の後二回にわたって分納された。この間に一度、 ている。二月には夫食拝借がなされ、四月には追願が出された。 衛と組頭三人は上穴沢村に「一夜詰」となった。 した史料はないが、以後の用例から年貢の人質とされたと理解で 頭五衛門は下古内村詰になった。「詰」が何を意味するのか明記 山村に召出された。前年分の未進は二月、三月に二回、 そして、この年も正月から村役人は全員、前年の未進のことで大 合計一六九石余と、代地の割渡の効果を無にする増大を示し そして、この年の年貢皆済も日請になった。 畑の総計は、 本郷分で一二七石九四、 新田分で四一石一六 庄屋庄兵衛と組 この時、 そしてそ

門は、未進御用で北方村へ行った。前年の年貢はやはり未進にな 組頭二人とともに、 なった。 た。 ていない未進金が上納されている。そしてこの年の年貢も未進に 実情を訴えたのであろう。 このほかに五月頃に前年分とは記され であるから、きびしく完納を求められたのに対して、 官所へ行った組頭八衛門は、三泊している。普通水戸出張は っていたのである。 わたって分納した。この内四月頃に水戸へ行った組頭安左衛門は ||泊している。これとは別に三月頃に「未進金御用」で水戸の代 享保一八年 (一七三三) 判明する限り二月から五月にかけて、 泊まりがけになった。 の二月にも、庄屋庄兵衛と組頭文左衛 ねばり強く 六回に

たびたび水害に襲われて、永引地は徐々に増大していく。に翌年に畑方本郷分二石余が永引地となった。そして、この後も享保一九年(一六三四)には、再び水害に襲われた。このため

まで五回分納している。このほかに三月と九月と一一月に、何年門は水戸に行った。この年も前年の未進に追われ、正月から五月「元文元年(一七三六)には、正月六日に年貢の訴えに組頭五衛

から、 は皆、 役人は代官所役人の出張先に召出された。一二月には皆済金も滞 った。そして、一一月にはこの年の初済期と中済期の上納が滞っ 月と前年分の未進上納が滞った。七月にも未進が滞っている。 分かの指定のない未進上納がなされた。 年貢に苦しむことになる 過ぎないことを意味する。 なるが、 願ったのである。 みて金子であろう。すなわち、 夫食願は四月に出された。この「拝借」は稗ではなく、 この年の未進は一〇日も代官方役人が穿鑿に逗留する程深刻であ にわたって下伊勢畑村に逗留した。夫金は六月に上納されている さく御用并辰夫金村々御収納之節」、代官方役人が一人、一〇日 告を遅らせたのか明記されていないが、この年「卯未進人御セ たために「御立腹」を蒙り、 ところで、この年の六月に庄兵衛は、「辰人別月切指上延引」し 兵衛と組頭文左衛門は郡奉行所に召出された。 その後また村役人 り、庄屋庄兵衛と組頭二人はついに下伊勢畑村の寺院長昌寺を うした度ごとに、 先立」て、下圷村に行くまでになった。 たのである。 特に一二月には中済期の上納が大滞りとなった。その都度村 また藩の別の仕事をできなくさせる程、その追究はきびしか おそらくこのために事務が渋滞したのではないだろうか。 皆済滞りのために大山村へ行った。一泊したとみてよい。 実際は利子を加えて負担は後年に過重されて送られたに また一〇月と一一月には「拝借」を願っている。 このことは、 村役人達は水戸に二泊、三泊することが多くな 事実、 水戸に六泊した。 なぜ彼が人別の報 年貢の上納のために藩に拝借金を 帳簿上は年貢は上納されたことに これ以後の下伊勢畑村はさらに しかも、 そして、その直後に庄 正月 時期的に 四月 六

の永引地が加えられた。そして三年も未進の上納に追われた。六元文二年(一七三七)には、元年の洪水のために新たに一石余

ıΣ そしてこの年も水害に襲われた。七月にその訴がなされた。 村へ、八月には組頭惣兵衛とともに上穴沢村へ行った。 上納されたのではない。二月に庄屋庄兵衛は未進金のことで水戸 上納になった。 て皆済金も滞り、 な現実だったから、この年の年貢も滞った。八月には大豆金が滞 月には夫食願が出され、 納方被 | 仰付 | 」に至った。 月にはまた組頭次左衛門と上圷村へ行き、「代官様より御物成万 組頭二人が上穴沢村へ、また同月庄兵衛は粟野村へ、七月に北方 の両役所 (郡奉行・代官) へ行き、二泊した。同じ用で三月には 月回 一二月には皆済金早納が滞り、 三人の組頭が下圷村に一泊詰めた。 七月、一〇月に未進は上納された。 村役人全員が粟野村詰になった。 五月にその面付帳を代官所に提出した。 それだけ苦しかったのである。 組頭二人が大山村に詰めた。 | | 月には初済期が滞り しかもそれは順 皆済金は日割 そして八 一方三

は皆済早納が滞り、 中済期が滞り、 成のことで組頭忠左衛門が二月に水戸に行った。(st) 五月、六月、七月二回、八月にわたって分納され にしようとしたのであろう。この年の年貢も滞り勝ちであった。 なった。 頭二人と孫根村に行き、「大代官様より諸上納之儀被 庄兵衛は未進のことで孫根村へ行った。 そして九月に庄兵衛は組 もちろんこの年も未進金に追われた。 年のように賦課されて来た御用金が、 未進金」 (月には大豆金が滞り、 元文四年(一七三九)正月には、これまで記さなかったが、 のことで粟野村へ行っ さらに一一月に庄兵衛と組頭次左衛門が、「 組頭三人が下圷村に召出された。 組頭三人が下圷村に詰めた。 八月にわたって分納された。 組頭二人が北方村に詰めた。 た。 拝借金によって未進金を完納 年賦となって上納された。 未進金は三月二回、四月、 また三月に庄屋 一七日には庄屋 一月には その間、 拝借金并御 _ 仰 渡」に 毎

出されている。 夫食に関しても、二月、三月に願い出たが、一〇月には延納願が割になった。この時も庄兵衛は組頭忠左衛門と大山村に詰めた。組頭は年貢皆済のために大山村に詰めた。二〇日には皆済金が日

頭は下圷村に詰めた。二〇日にも組頭二人が北方村詰になってい 日には未進面付帳が提出された。この年の年貢も滞り勝ちであっ 四一)には三月、四月二回、五月、六月、七月、八月、 人が粟野村に詰めた。 には中済期が滞った。 に庄屋庄兵衛と組頭忠左衛門は高久村で穿鑿を受けた。 未進金は上納された。その間、四月に未進金が滞った。 元文五年 (一七四〇) も年貢は未進になった。 八月には大豆金が滞った。 そして一二月には年貢早納が滞り、 一八日には皆済金日割上納のため、 九月には初済期が滞った。 寛保元年 (一七 この月晦 そのため 一〇月に 庄屋組 組頭二 一月

月にも皆済金早納が滞り、 になっているから、そのおかげであろう。 済期を滞納したとの記事がない。 日割となり、 らず滞った。 あるから、 三年 (一七四六) の蔵入分の小割付帳を比べると、年貢は田方で 月には水害に襲われ、 この間五月に、庄屋庄兵衛は未進の御用で上穴沢村に行った。 四月、五月、七月二回、 一九石余と二二 石余、 組頭文左衛門が上圷村に詰めた。 寛保二年 (一七四二) も未進の上納に追われた。未進金は三月 多少の減免になったのである。 そのために庄屋組頭は上圷村に行った。この年は中 八月には大豆金が、 田畑の見分願が出された。寛保二年と延享 畑方で二一五両二分余と二二二両一分余で 八月二回、九月、一二月に分納された。 組頭二人が下圷村に詰めた。 |二月に拝借金を願い出て許可 九月には初済期が滞った。一二 そして、この年も代方皆済は しかし、負担は過重さ しかし、 年貢は相変わ 次いで他

れて後年に送られたのである。

して、 が相継いだのである。 夫食延納願が出され、 帳を提出している。未進人のきびしい穿鑿がなされたのである。 屋組頭歩行夫の四人が大山村に詰めた。この月、 穴沢村に行った。これまでにない滞り様だったからであろう。 たために、 衛門が上穴沢村に一夜詰めた。 た。この年の年貢も滞った。六月に夫金が滞り、庄兵衛と組頭惣 五月に組頭二人が下穴沢村へ、 やかでなかったようで、この件で四月に庄屋庄兵衛が高久村へ、 ある。未進は四月二回、 月に夫食拝借追願が出された。 そして、代方皆済上納の日割を命じられた時には、 人全員が詰めた。 この年、 一二月一八日には組頭次左衛門が皆済のために赤沢村に詰めた。 寛保三年(一七四三)の指銭帳は二月迄の分を欠いている。 一月には中済期が滞った。さらに拝借金まで滞って、 再び庄兵衛は村方の長昌寺に同道してもらい、 また身代金の穿鑿がなされた。 六月、一〇月に上納された。 窮状は一層深刻になった。 九月には雑穀代と初済期を滞らせ 前年からの窮状が続いているので 七月に組頭八郎次が高根村に行っ 代官へ年貢出辻 皆済場へ村役 上納がすみ 一 月には 破産する者

で特徴的なことは、 年賦で村に貸し出し、 行っているから、これまでの夫食稗と違って、大量の稗を藩が永 内談御蔵出シ願」に庄屋庄兵衛は組頭八郎次と高久村へ行き、 内に救稗は許可になった。 善次郎が未進御用で水戸に行ったことと、九月に組頭八郎次が未 月には組頭又兵衛が「御救稗買人直段御尋」 延享元年 (一七四四)三月には、 これも負担を後年に増大して送ることになる。 未進の記載が少ないことである。 村方はそれを売って資金を得る御救稗であ この救稗とは、この後四月に「 救稗願が出された。 のために代官役所 この年の記載 八月に組頭 この月の

月から一一月まで六回ある。 侶であるが、 庄兵衛から次左衛門に代わった。 となり、 が滞り、 庄屋次左衛門と組頭二人が上圷村に一泊した。一二月には玄米籾 窮化と無縁ではありえない。 た道心なのか、井殿山の修験の一人なのかははっきりしない。 てはこの年、 ては記さなかったものと思われる。そうしたより重要な記事とし 出張した時に、ほかのより重要な用件だけを記して、未進に関し 上納・御用がほかになかったのではあるまい。いくつかの用件で を下圷村に持参したことしか記されていない。しかし、一一月に 進上納に水戸に行ったことと、一一月に庄屋次左衛門が未進帳面 八月には大豆金残金が日請になった。一一月には中済期が滞り、 未進の帳簿を提出したことと前年の滞り様とから考えても、 なぜ入獄になったかも不明であるが、 庄屋組頭は皆済場に詰めた。 組頭八郎次が水戸に二泊した。そして、代方上納は日割 彼が長昌寺の僧なのか、 前の御救稗と元長入獄一件があげられる。 そして、 こうした僧侶が出るのも、 この年の年貢も多く滞った。 最下層の墓守的存在であっ なおこの年四月に、庄屋が 元長に関する記事は二 元長は僧 村方の貧 ŧ

朝から詰めた。 なお七月の御用金の指令には、 を指上げ、 次左衛門と組頭武介が下圷村に詰めた。 進につき高久村に組頭二人が召出され、 には大豆金残が日請となり、 一月には玄米籾が滞った。 未進上納は四月、六月、九月になされた。この間、 「享二年 (一七四五)には、 水害に襲われた。五月と八月にその訴えがなされた。 上納にあたっては庄屋組頭が下圷村の皆済場に詰めた。 また一一月には拝借稗の延納願が出された。 そして、 九月には初済期が日請となった。 次左衛門と組頭八郎次が上圷村に 前年に続いて御救稗が下げ渡され 閏一二月には皆済金日割書付 年貢も滞り続けた。 八月には未進御用で庄屋 六月に未 八月

> あったと予想できる。 に多少の違いはあったとしても、このことは下伊勢畑村も同じでい悪化させたはずである。それは上伊勢畑村ではこの年熱病のたり悪化させたはずである。それは上伊勢畑村ではこの年熱病のたた。しかし、この年さらなる不幸が下伊勢畑村を襲い、事態をよた出火があり、五月に次左衞門は長昌寺を同道して水戸に二泊し

らない。 働いたのである。 たのだから、 て「おり」に入れられた。 高久村に庄屋組頭は詰めた。 も滞った。一二月には皆済金が日割になり、その上納に皆済場の 残が日請になったが、これも一○月に滞った。一一月には玄米金 滞り続けた。八月には大豆金残が日請となった。 砥山拝借金が下げ渡された。 稗の延納願が出され、 組頭武介が北方村へ行った。 企てられたのである。しかし、 出された。 月には未進金が滞った。この年未進に関する記事が少ない 元年と同じ理由であろう。 延享三年 (一七四六)には、 九月には増言駒金が滞った。 彼は この事件も困窮故に起きた一件とみなければな 一人で直訴しようとしたか、 同時に拝借金願が出された。 詳細は不明であるが、乱心して入牢し 夫食願は二月に出され、 困窮の村方を救うために砥山開発が 未進金は六月に上納されたが、 なおこの年六月に伝八が「乱身」し 早々に中止となっている。 六月に未進御用で庄屋次左衛門と そして、 藩の役人に無礼を 九月には初済期 一〇月には返納 三月に追願が なおこの年に のは、 $\overline{\circ}$

た。不成功に終わる事業の借金だけが、村方に重くのしかかって救稗願が出された。五月には砥山拝借金の年賦上納が申し渡されされたが、一一月には滞り、その後日請上納している。三月には未進御用で水戸に召出された。未進金は六月、七月、八月に上納延享四年(一七四七)も正月から庄屋次左衛門と組頭勝衛門は、延享四年(一七四七)も正月から庄屋次左衛門と組頭勝衛門は、

代方収納御用に、西野与左衛門が出張して来た。 のためにこの年の一一月二六日から一泊、 村に詰めた。下伊勢畑村の年貢は未進・滞納の連続であった。 われた。 召出されて水戸に行き、二泊した。一一月には中済期の延納が願 願が出された。 召出されて庄屋次左衛門と組頭惣次衛門が大山村に行った。 七月 れて組頭勝衛門が水戸に行き、二泊した。六月には夫金が滞り は拝借金願が出された。この年八月にも洪水の訴えが出された。 来るのである。 にはその延納願が出された。 またこの月には給人への玄米割御免 人が直接取立てに出向くに至ったのである 二月には皆済金が日割となり、 年貢の滞りも相継いだ。三月には玄米金が滞り、召出さ 八月には駒増言金が再び滞った。 九月には初済期が滞り、 次左衛門と組頭善次郎が |二月||六日から||泊 庄屋組頭は皆済場大山 ついに代官所役 そして一一月に そ

どく 召出され、 押御訴」が出された。 はよりきびしいものになった。正月に大番金を滞らせて代官から 許可になっ たようで九月にさらに追願した。 さらに追願している。この願いは八月に許可されたが、不足だっ 月、二月に上納された。この年は天候異変の年で、六月に「大水 り過酷な方法で実施された。 ただし、この年の指銭帳は破損がひ 蔵入分となった。そしてこの時から、下伊勢畑村の年貢収奪はよ に提出するとともに、 に松平大蔵大輔の給分となり、ほかの給人は整理されて、残りは ために代官所と大蔵役所へ拝借金を願った。 寛延元年 (一七四八) 四月、下伊勢畑村の内六〇三石二が新た かなり失われている。 庄屋次左衛門と組頭勝衛門は水戸へ行った。五月には た。 年貢の滞りも相変わらずであるが、 秋作の減免願をしている。 さらに七月には雹打場の夫食願が出され、 判明する限りで記すと、未進金は正 一〇月にはこの面付帳を代官所 拝借金は一二月に 閏一○月にはこ 領主側の対応

> ıΣ て四泊した。さらに召出されて組頭八郎次が水戸に行くと呵とな その後も大蔵分不調のために村役人が横瀬村に「留」められ、 嶋五衛門が、大蔵分の収納御用に来村した。 めた。このほかに三月七日から二泊で西野与五衛門が収納御用に、 村の蔵入分の皆済場に詰め、 村役人が北方村に召出された。一〇月には中済期が不調で、 豆代金が日請になり、 請になった。この時も村役人は召出されて二泊した。 の不調で村役人が水戸に召出されて三泊した。 七月に夏成金は日 成金が不調のために次左衛門が水戸に召出され、「押被 泊した。留とは詰と同じく人質になることであろう。 大蔵分夏成金が滞り、 人一人が水戸で二泊した。 六月二九日から七月七日までと九月二〇日から一〇月三日までと 人は呵・留となり、三泊した。そして一二月には庄屋組頭は赤沢 | 二月八日から四泊で大森吉衛門が、一〇月一八日から三泊で森 彼は「彼是才覚」のために三泊した。六月にはまた、 組頭又兵衛が二泊した。また蔵入分が滞り、 横瀬村に召出されて組頭勝衛門が二泊した。 大蔵分も不調で横瀬村へ行った組頭 次いで三美村の大蔵分の皆済場に詰 六月には夏 八月には大 指置」

になる。従って寛延元年の災害で減免された分を序々に回復させたが、ついに元の高さには戻らなかったとみなせるのである。(一七五二)、三年は六ツ二分であり、そして四年以降は六ツ三分で和た小割付帳によると、延享三年 (一七四六)の「畑方本郷分」年貢は減免になった。このことを直接証明する史料はないが、残年貢は減免になった。このことを直接証明する史料はないが、残算延元年 (一七四八) は災害の年であった。それ故にこの年の寛延元年 (一七四八) は災害の年であった。それ故にこの年の

めに水戸に行った。大蔵分の未進金は日請となり、二月に上納さ頭勝衛門が水戸に三泊した。この月庄屋次左衛門はこの願いのた「寛延三年(一七五〇)は、正月から大蔵分の未進金が滞り、組

なり、 不調で、 れた。 収納方役人小池清衛門が来村した。 まれている。 に三美村の社家を頼んだ。また高久村での蔵入分の皆済には、 不調になり、 び僧侶を頼んだのである。しかし、次いで大蔵分の皆済金早納が 郎次は水戸に二泊した。この訴願には一日知 院も同行した。 郎次が横瀬村に一泊した。一二月には大蔵分の中済期が滞り、 野村へ行き、一泊して日請にした。 にも日請金が滞り、 は一○月に願った。こんな調子であるから、滞りも絶えなかった。 用していたのを上納した。 願は一月、二月と出された。三月には前年の返納稗の不足分を借 分が不調となり、組頭惣衛門が水戸に行き、二泊した。 日請が滞って召出され、次左衛門と勝衛門が水戸に行った。七月 不足となり、 屋組頭がかわるがわる詰めた。 に皆済金も不調になり、このため吉兵衛は水戸で二泊して才覚し にも同分が滞り、 一納した。 月には大蔵分の日請金が滞り、 荒廃は一 組頭文衛門が高野村で一泊し、次いでその日請願にまた八 三月にも上納されたが、この月には大蔵分未進御用で召出 次左衛門と勝衛門は三美村に詰めた。 延納を願った。八月には雑穀代が滞り、 また三美村での大蔵分の皆済も滞り、 勝衛門は二夜留となった。四月にも同分の未進月割 組頭惣次衛門は三美村で留となり、 歩一歩進んでいたのである。 そしてこの年も、 組頭吉兵衛が石塚村に留になった。八月にも同 吉兵衛が水戸に二泊した。 | 二月にも同様の上納をした。 この時にも呵となり、 六月五日から一三日まで大蔵分の 惣衛門が水戸に三泊した。 なお五月に芝付追願が出され 同じ月に再び雑穀代は不調に しかし、日請上納は 六月には玄米金が 一泊した。さら 呵となったため 組頭八郎次が高 宗教者が 一方夫食 拝借金 四月 庄 再

た。

この年も正月から大蔵分の未進不調に悩まされた。 二月には滞り |暦元年 (一七五一) には、 収納の過酷さは 段と増大した。

> 頼んだ。 ったので水戸で借金をして上納したが、月末にはまた不調になっ されたが、一回は日請であった。 呵・九日間の宿預けになった。 が四二日の入獄に処された。庄屋次左衛門は水戸に召出されて、 年の不納の物成稗不足分を才覚するために水戸に一泊した。 が明確に問題となって来たのである。この月組頭の吉兵衛は、 三蔵院を頼んだ。また惣衛門は菅又村で一泊留められた。 屋組頭は皆済場北方村に詰めた。 村に詰めた。 中済期は日請となったが、結局滞った。蔵入分も同様である。 借願が出されたが、大蔵分の残米代が滞った。一一月に大蔵分の は水戸に二泊して借金をした。 も相継いだ。六月には大蔵分の上納金が不調となり、 召出されて惣衛門が二泊した。七月に大蔵分の未進金は不調のた なおこの年も二月に収納御用に潮田杢衛門が来村し、三泊した。 お五泊して金子の才覚をした。 不調となり、再び惣次衛門は三美村に留となった。一〇月には拝 組頭惣次衛門が野口村に留となった。 九月には大蔵分の初済期が き、次左衛門が水戸に召出された。そして八月には雑穀代が滞り: めに日請となった。この月には芝付追願が出された。 〈衛と八郎次が蔵入分と大蔵分の皆済金を水戸に持参したが、 |月の皆済には、庄屋組頭がかわるがわる皆済場の野口村と長倉 |月にはその内の潰人分と奉公人分の御救願が出された。 閏六月にも一度は上納したが、二度目は不納になり、 四月には大蔵分の未進金滞りのために、組頭の惣衛門と甚内 惣衛門は馬頭村に入獄となった。 しかし、 蔵入分の皆済は滞り、 七月には大蔵分の月割金日請につ 大蔵分の未進金は五月に二回上納 この時は光台寺の使僧を頼んだ。 この皆済も不調となり、 しかし、六月には再び不調とな 大蔵分の皆済にも、 そのために長昌寺を 組頭八郎次 年貢の滞り 北方村 水戸に

享保・宝暦年貢対照 表 8

	享保18年	宝暦3年
荒地高	172石379	237石073
田方年貢	21. 572	20.612 (21.325)
畑方年貢	605. 520	545.704
同金高		(216両2分1404文)

下伊勢畑区有文書 享保18年年貢割付状(1571) 宝暦3年小割付帳(1577,1578)より作製)内含口米金(口米金は3%)

怠らなかったのである 荒地から年貢を取る努力を も取れるはずのない こんな過酷な現実にあっ

その の間に水戸藩は先に述べたように、「畑方本郷分」の取箇を六ツ 年貢は畑方で一割程度減っているにしかすぎないことがわかる。 三年(一七五三)の年貢高を対照したものである。 享保一八年 (一七三三) と、 をしなかった。 かった。 もかかわらず、困窮し潰れ人の出る下伊勢畑村の年貢を減免しな な年貢を賦課した。そして、下伊勢畑村が未進・滞納で苦しむに 三でみたように、 一方で荒地高は六四石余も増えて、二三七石余になった。こ 少なくとも下伊勢畑村の窮乏化を阻止するに十分な減免 表8は享保期の年貢高の判明する最後の年である 水戸藩は享保以来一貫して下伊勢畑村に過大 次に全村分の年貢高が判明する宝暦 五分から六ツ三分に引き下 これをみると

方荒地の内一三〇石四〇五 認めて、二ツ七分の低い取 ら二一石七三三の悪所分を げるとともに、同分の内か わずかばかりの減免をする 貢を賦課するようにした。 箇にする一方、本新田の畑 方で、 一ツ三分から九分の年 増徴の努力を、 畑方 そ

> ぞれ水戸に った。それ

二泊してい

指上げに行

窮化し、 以上に詳しくみてみよう。 年 (一七五二) の指銭帳によって、農民階層をみたものである 小百姓はついに一揆を起こす。 厳罰を以て臨んだのである。 この村に、水戸藩は年貢収奪の手を少しも弛めなかった。 層が二七軒減っているから、 であるが、 この村には二四人の新田百姓と、 頭の持高には引高の一〇石を加えて表示した。 このほかにこの年 ために記されなかった庄屋組頭計二人を加え、また残り四人の組 指銭帳には一九五人の農民が書き上げられている。 たから、 この三三年間に二〇軒高持百姓が減少している。 宝暦二年 (一七五二)の下伊勢畑村は荷重な年貢を賦課され困 一月六日に庄屋次左衛門は例年どおりに新年の祝儀に両役所を 潰れ百姓が続出する現実にあった。未進・滞納を重ねる 大勢をみるには影響はない。 宝暦二年九月二一日、 極貧層から潰れて行ったのである。 そこでこの年の経過を、これまで 何人かの無高の水呑がいるはず 表9を表4と比べると、 それも三石未満 下伊勢畑村の これに引高の むしろ

六日にはこれも例年どおりに諸人馬帳諸職人帳を

泊です 水戸で 表 9 宝暦2年農民階層

の仕事は普

通一

むはずだか

持高	人数	人数	%	
24 ~ 27	1			
21 ~ 24	2	5	2.5	
18 ~ 21	1) 3		
15 ~ 18	1			
12 ~ 15	4			
9 ~ 12	9	54	27.4	
6 ~ 9	41			
3 ~ 6	93	120	70.1	
0 ~ 3	45	138	70.1	
合 計	197	197	100	

下伊勢畑区有文書「下伊勢畠村申年中 指銭帳」(1775)より作製。神官2名は 除いた。

おとずれた。

下伊勢畑村の農民は次第に潰れて行った。 表9は宝暦二

芝付改に滞在した。 一八日から二月四日まで、郡方役人の川辺武七と宇野伊助が荒地フ衛門が黒鍬に同道して水戸に来て二泊した。一方村方には一月を願うために、一五日に水戸に行き二泊した。一七日には、組頭一方組頭惣次衛門は、大蔵分の未進金等が不調になったので延納とは書かれていない、何か別な用事があったということになる。

が伺われる。 衛は再び水戸に行き、吉兵衛は二泊で帰ったが、 日には大蔵分未進年賦願のことで召出しとなり、 納し水戸に二泊したが、もちろんこれも完納ではなかった。二五 免願を提出して三泊した。 っていたのである。この願いに大蔵役所は、吉兵衛は二泊で帰し 行き、未進金の年賦願をした。もはや上納できる見込みはなくな 三月七日に次左衛門は組頭吉兵衛とともに水戸の大蔵の役所へ 次左衛門は休む間もなく、二九日には大蔵分の月割未進金 庄屋次左衛門を五泊の留めにした。 その後、 次左衛門は水戸に来て、郡奉行所に芝付下 蔵入分と大蔵分の未進金は惣衛門が上 高圧的に対処したこと 次左衛門と吉兵 次左衛門は四泊

> 願になっていた。 ような現状であったから、未進金を年賦にすることはこの村の悲組頭の吉兵衛と甚内は穿鑿を受け、上納金のために働いた。このが滞り、再び水戸に召出されて留めになり、二泊した。この間、

登り、三泊した。 ・ハ日には蔵入分未進金が滞り、大蔵役所へ吉兵衛は訴えに ・八日には蔵入分未進金が滞り、惣衛門が訴えに水戸に行って二 ・八日には蔵入分未進金が滞り、惣衛門が訴えに水戸に行って二 ・水戸に行き、書き直した願書の「意味御尋」に四泊した。しかし、 ・の月六日には甚内が、蔵入分未進月割上納に水戸に行き二泊し 四月六日には甚内が、蔵入分未進月割上納に水戸に行き二泊し

門は福田村に行き、水戸に回って二泊した。 できなくなっていることをよく示している。その後、 は七日に八郎次が水戸に行って上納し二泊しているが、 泊した。この時に次左衛門は扱の役人に訴えるために修験を頼ん 金納分が滞りとなったために召出しとなり、 なり、吉兵衛は扱の森伝五衛門から「厳敷被|仰付|」、 泊した。その後すぐに惣次衛門が大蔵分の月割未進金を持参して の月割未進金が不調になり、延納を願うために吉兵衛は水戸に一 蔵入分の稗金上納に水戸に行き二泊した。二一日には再び大蔵分 事実は未進金の上納が月割とか日請とかの方法では、 金子を才覚した。 一方次左衛門は二六日に蔵入分の前年分の城米 水戸に二泊したが、二五日には同分の月割未進金が滞り召出しと 五月二日には再び大蔵分の未進金が滞り、 また代官所に訴えるために正暦寺を頼んだ。 呵となって水戸に五 大蔵分の月割未進金 召出しにより次左衛 惣次衛門が もはや上納 五泊して これらの

て水戸に二泊した。一方村方には五日から一六日にかけて、再びとなり水戸に四泊した。この時に吉兵衛は、七日に調金を持参し、月六日にも大蔵分の未進金が滞り、召出されて次左衛門は呵

頼んで訴え、四泊した。
ハ月五日には又衛門が蔵入分の未進面付帳を提出し、水戸に二八月五日には又衛門が蔵入分の未進面付帳を提出し、水戸に二泊した。一六日には天衛門と八郎次は水戸に行った。次左衛門は前に提出した未に次左衛門と八郎次は水戸に行った。次左衛門は前に提出した未に次左衛門と八郎次は水戸に行った。次左衛門は前に提出した未に次左衛門と八郎次は水戸に行った。次左衛門は前に提出した。一七日には甚内が蔵入分の大豆代を上納し、水戸に二泊した。一七日には甚内が蔵入分の大豆代を上納し、水戸に二泊した。一六日には又衛門が蔵入分の未進面付帳を提出し、水戸に二八月五日には又衛門が蔵入分の未進面付帳を提出し、水戸に二八月五日には又衛門が蔵入分の未進面付帳を提出し、水戸に二八月五日には又衛門が蔵入分の未進面付帳を提出し、水戸に二八月五日には又衛門が蔵入分の未進面付帳を提出し、水戸に二

うになっていたのである。代官所、大蔵役所ばかりでなく、厩方役所からも追徴を受けるよに江川市郎衛門と木原庄蔵とが来村した。下伊勢畑村は郡奉行所、泊した。一方村方には一一日から一二日にかけて、増言駒金収納泊した。一方村方には一一日から一二日にかけて、増言駒金収納入月八日には吉兵衛が小払手形引替に代官所へ行き、水戸に二

けるなど、村方の望みどおりには運んでいなかった。九月二一日、分の未進を年賦にする交渉をしていた。しかし、交渉は利息をつ下伊勢畑村は未進に追われて苦境の中にあった。村役人は大蔵

されている。 ついに小百姓達は一揆を起こした。その日の記事は次のように記

一 鏢五百文

次が生態を

ていないが、一つには小百姓達の宥免であろう。そしてそれ以上 それから訴訟のために五泊した。 何を訴えたかはここには記され 所か代官所か大蔵役所か不明)へ行ったが、呵となった。 それから村役人の内、次左衛門と八郎次とは水戸の役所(郡奉行 れるからである。 れなかったとみなせる。 の訴訟には龍法院を頼んだ。 に小百姓達の意を体して、 発した小百姓達の跡を村役人達は追掛け、彼らを村に引返させた。 のことか、これより何年か前のことかはわからない。ともかく出 で「又々」とあるのは注目される。これ以前にも小百姓達が同様 として、小百姓が永年賦を求めて水戸に出発したのである。 の行為をしたことを意味するからである。それがいつか、この年 これによれば、大蔵分の未進金が三年賦に命じられたのを不満 なぜならば、この後も永年賦願は提出さ 執拗に永年賦を願ったに違いない。こ しかし、この時は永年賦願は認めら 彼らは

た「富強六略」が指摘しているように、表面取繕って処理したのなせる。村役人達は役所の了解をえた上で、おそらく一に引用しい程不明である。処罰者の記載はないから、それはなかったとみに、水戸藩がどう対応したかは、右の史料以外は全くといっていところで、下伊勢畑村の小百姓達が小さな一揆を起こしたこと

されている。 れは翌年の指銭帳に着けられた符箋である。それは次のように記である。ただし、一つだけ領主側の対応といえるものがある。そ

之樣可,|申合,|候。以上申候。度々訴訟候ハ丶、村々傷ニ相成候。平生心掛(念無」申候。度々訴訟候ハ丶、村々傷ニ相成候。平生心掛(念無)(例) 村役人并百性一同申合、不取(無,|之樣心掛ケ可」困窮郷其村計二八無,|之処、御)(之毎ニ訴訟致し、礼儀多

小田倉重介

高田又兵衛

ばり強く交渉して来たのである。 もちろんそれは下からの小百姓 戸であり、 平生から心掛けて、訴訟などするなと通告しているのである。 の改を受けた時に着けられたものである。 納に行った時でも二泊していることに示されるように、いろいろ 近村日帰三回の一六回にしか過ぎなかった。 たとえば享保三年 (一七一八) には、水戸一泊九回、二泊四回 なにたびたび出張はしなかったし、水戸行も普通一泊であった。 を全て紹介するが、その総数は五一回である。それも圧倒的に水 行くことが年々増加した。本節では宝暦二年の村役人の出張記事 伊勢畑村の村役人はよく訴訟= 願い出をした。そのために水戸に かを考えていない。他村の事例は明らかに出来ないが、確かに下 れは明らかにおかしい。村人達がなぜ訴訟をしなければならない かりでないのに、この村は訴訟が多い。 これは「戌」とあるから、 それはもちろん過重な年貢に苦しんだからである。 手蔓を用いて運動をしていたといえよう。 村役人達はね 泊る日数も二泊以上がほとんどである。かつてはこん 金子の才覚に走り回ったりする一方、 宝暦四年 (一七五四) 六月に指銭帳 それは村の傷になるから 困窮郷は下伊勢畑村ば なぜこんなに増えた たんに上

> のである。 達の突き上げ、潰れかねない悲愴な彼らの願いに支えられていた

く戦った。 納期の悪い条件にもかかわらず、下伊勢畑村の農民達はねばり強善小さいとはいえ一揆にまで高揚した状況の中、この後も年貢収

九月二五日には、吉兵衛が初済期が滞ったために上圷村に詰め

た。

その詳細は不明である。二七日には甚内が割付状を請取りに水戸 のみではなく、他の大蔵知行の村も願っていたのである。ただし、 庄や御召寄」になったので、次左衛門は水戸に行き八泊した。 のさらなる延納を願った。 成立たないのである。 上納するとともに、 には吉兵衛が蔵入分の初済残金滞りのため、訴えに粟野村に行き 役所に行き、利息付手形に直す一件を訴えた。四泊した。二〇日 した。 一九日には次左衛門は大蔵分の未進金のことで召出されて 兵衛が大蔵分の初済期日請金不調のため延納を願い、 へ行き、三泊した。 村々」とある限り、この時永年賦を願っていたのは下伊勢畑村 泊した。二五日には役所から大蔵分の永年賦願のことで「村々 一〇月四日には次左衛門と吉兵衛とが大蔵分の初済期日請 永年賦の追願をした。 またこの時藩の役所には、 彼らは水戸に四泊した。一三日には吉 永年賦でなければ村は 拝借金と延納稗 水戸に二泊

この時八郎次は長昌寺とともに上穴沢村から高野村まで訴えに行ら、一揆を起こした小百姓達に対する領主側のこたえであろうか。下被,仰付,候」事態に至る。普通縄下になるのは村役人であるかに二泊した。そして二五日には、「中済期金滞二付、百性共御縄収納に来村した。二日には八郎次が蔵入分日請金を上納し、水戸収納に来村した。二日にかけて、村方には野島小衛門が増言駒金一一月一日から二日にかけて、村方には野島小衛門が増言駒金

泊した。その後八郎次は代官所へ拝借願に行き、水戸で二き、一泊した。その後八郎次は代官所へ拝借願に行き、水戸で二

三泊はしたと思われる。回ったのである。日数は明記されていないが、金額からみて、二、回ったのである。日数は明記されていないが、金額からみて、二、に詰めた。人質となり、その間一部の村役人が金子の才覚に走り皆済時に庄屋組頭は蔵入分の時は大山村に、大蔵分の時は石塚村に、水戸に行き二泊した。この時には知敬院を頼んだ。そして、「二月になると、惣衛門が大蔵分の中済期の残金が滞ったため一二月になると、惣衛門が大蔵分の中済期の残金が滞ったため

く。 く。 く。 く。 く。 く。 の後大蔵分永年賦末進金が上納されるから、一応は願いは聞き この後大蔵分永年賦末進金が上納されるから、一応は願いは聞き のに、小百姓さえも縄下に処せられた。こうした中で村方の大蔵 めに、小百姓さえも縄下に処せられた。こうした中で村方の大蔵 といえる。一揆が起きただけでなく、厳しい年貢の取り立てのた 宝暦二年(一七五二)は、これまでになく過酷な状況にあった

五 安永六年までの概観

にする。の一揆に至るまでの経過を、特徴点だけを要約的に見て行くことの一揆に至るまでの経過を、特徴点だけを要約的に見て行くことの過酷な収奪に苦しんだ。そこで本節では安永八年(一七七九)は変わらなかった。下伊勢畑村はこれまでと同様に重い年貢とそ、蔵分の永年賦願は聞き届けられた。しかし、藩の厳しい態度

回頼んでいる。 宝暦三年 (一七五三) には年貢滞りのために、神官・僧侶を八

は「早々相済罷帰」るようにとの符箋が着けられている。歎願を宝暦四年(一七五四)の指銭帳のはじめには、水戸泊りの御用

られた。 霊場も荒廃化とともにすたれて来たのである。そして、たの年も年貢は滞り続けた。ついに蔵入分滞りのために、組頭重にかけて、ほかの組頭達は御寺を頼むなど奔走している。またこの年も年貢は滞り続けた。ついに蔵入分滞りのために、組頭重にかけて、ほかの組頭達は御寺を頼むなど奔走している。そして、た。また大蔵分滞りのために組頭八郎次が、一二月二三日から一た。また大蔵分滞りのために、組頭重にかけて、ほかの組頭達は御寺を頼むなど奔走している。そして、はかけて、ほかの組頭達は御寺を頼むなど奔走している。そして、次左衛門は一二月二十日から一月一日まで部垂村に入獄となった。 また 大蔵分 ボール には、 大殿山の役銭の半減が願室暦五年 (一七五五)八月一日には、 大殿山の役銭の半減が願室暦五年 (一七五五)八月一日には、 大殿山の役銭の半減が願

銭は一日百文であるから、二〇日以上も僧侶に依頼したのである。分八百文と清光院に三百文、御礼として渡した。普通この種の礼りかなり厳しく責められたようである。そのために阿弥陀寺に一ただし前年のように村役人が入獄となることはなかったが、やはれていないが、この年の年貢も滞り続け、ついに皆済も滞った。宝暦六年(一七五六)の指銭帳は一一月中旬からの分しか残さ

することが出来ない問題となっていたのである。なお一一月一六日に潰人面付帳を提出した。潰人が続出し、無理

仰付「候。八山藪等ヲ立払ニ罷成候而、段々跡月割ニ御切訳ケ上納被「ハ山藪等ヲ立払ニ罷成候而、段々跡月割ニ御切訳ケ上納被」銘々役人納辻次第御詮義被」成、役人共より田畠を為」売、或

高を減らしていく。 田畑を売って年貢を皆済するように命じられたのである。この田畑を売っていたからであろう。その後庄兵衛家は持病気のために、組頭善治郎が訴えに行ったとの記事がある。同様に庄屋達村役人は、年貢皆済のために自らの名で借金したのである。次左衛門の前任者の庄兵衛に関しては、庄屋辞任後の延ず三年(一七四六)八月に、たびたび郡奉行所から召出されたが享三年(一七四六)八月に、たびたび郡奉行所から召出されたが享三年(一七四六)八月に、たびたび郡奉行所から召出されたのである。この文章では売る人は未進者か村役人か不明確であるが、年貢皆済の文章では売る人は未進者か村役人が不明確であるが、年貢皆済の文章では売るといる。

ことが、宝暦一三年(一六六三)の指銭帳によって知られる。八は庄屋の役義に耐え得なかったのである。彼にも諸拝借があったたために、水戸に行ってそのまま清光院へ入寺してしまった。彼その後八郎次は、六月一三日に舫夫金六月上納が丸不納になっ

ったのである。 一、二石の引高が加えられるのが普通だから、かなりの被害を蒙引改がなされて、一〇石余の田畑が新たに引かれるようになった。 時には組頭清蔵が、縄下になった。なおこの年は洪水のために永 時には組頭清蔵が、縄下になった。また、一二月一七日の皆済の 夏成不調のために組頭善兵衛が縄下になり、七月一一日に彼は夫 月一〇日に庄屋は吉兵衛に代わった。このほかに六月一三日には

穏な動きをするようになったことを示す一件である。一〇月二〇山で無調法を働き、「重キ御呵」になった。藩に対して村民が不押悉当り申候」状態になった。八月には小野七と惣次兵衛が御立宝暦一一年(一七六一)六月二九日には洪水となり、「諸作水

の対策を正面からとらねばならなくなったのである。は一石三九五とわずかであったが、次第に増大していく。潰人分そしてこの年から、村入用の引方に潰人分が計上された。この年日には初済期日請が滞ったために、組頭伊兵衛が縄下になった。

が滞ったために、入獄が命じられた。 宝暦一二年(一七六二)正月二三日には、荒地土免年季明けに、 宝暦一二年(一七六二)正月二三日には、荒地土免年季明けに、 宝暦一二年(一七六二)正月二三日には、荒地土免年季明けに、 宝暦一二年(一七六二)正月二三日には、荒地土免年季明けに、

村財 組頭惣内は水戸へ行った。 荒畑に新百姓を取立てるとは無理な計 う切紙・西の内紙・筆・墨・鼠半切の上限を定めた。 ないのである。 画である。 三日には、「荒畠場所へ新百性取立開発仕度願」って、 ために庄屋吉兵衛は長昌院とともに水戸で三泊した。 変わらない。一月一二日には先庄屋八郎次の諸拝借が滞ったため 程に減る。水戸藩が指導を強めたためであろう。もちろん窮状は に、忰幸介が前年一二月以来入獄になっていたので、その訴訟の 宝暦一三年(一七六三)からは、 放を、 既存の村人達は、 少しでも逼迫させないための措置である。 家作願は翌年出された。 年貢が高く不利だからこそ再開発し 村役人の出張回数は三分の二 そしてこの年、 また八月一 貧窮化する 吉兵衛と 村用に使

村伊三郎とが懸り合い一件を起こし、善蔵は呵になった。出された。冷害になったのである。そして、六月には善蔵と大畠明和元年(一七六四)三月二九日には、「麦作風当り御訴」が

ある。 二付大違二而上納当テ無,|御座 なものにしたに違いない。 を売らざるを得ない程、 売り難儀をしていると願い、 ント程引かれた。また四月には、 割付帳によると、この年の田方の年貢は半分強、 のため見分を願った。そしてまた干害に襲われ、「夏秋作共旱魃 のために「田方植付不,相成,」分を訴え、逆に七月二日には洪水 であろう。明和三年も天候異変に悩まされた。六月八日には干害 村孫市潰弁が命じられた。 〇二両二分余で一割程減免になった。また正月に幸七方へ、磯浜 の年の年貢は小割付帳によると、田方一一石余で半分強、 は干害となり、「田畠悉ク相傷」む状況となった。このためにこ 和二年 (一七六五)四月一六日は洪水であった。 明和二年、三年の不作は下伊勢畑村の窮状を、 下伊勢畑村の窮状は深刻化していたので 彼は村外の孫市から借金をしていたの 拝借金を得ている。 __ 候 困窮人共が国長村六兵衛に畑を 状態になった。このために小 村外の者に田畑 畑方は五パー さらに深刻 そして七月

したのである。 文は村酒運上から出すことになった。 困窮の中、村の財源を捻出に、組頭二人が縄下になった。 またこの年から村入用の内、二貫明和四年 (一七六七) 九月には大蔵分の初済期を滞らせたため

九軒であったから、一二年間に二二軒も減った。 労働力たる人馬が不足してきたことを如実に示している。 相当り」、御救いを願った。 経済力が減少したのである。 減っている。それだけ一二年間に荒廃が進み、 の実数は一六四軒であるから、 の指銭帳の面割の軒数は一四七軒、 明和五年 (一七六八) 二月には、 一〇月には大蔵分の初済期を滞らせ なお七月には嵐のために「田畠作毛 宝暦六年の一八三軒よりも一九軒 宝暦六年 (一七五六) 人馬役が御免になっている。 人口 (労働力)と 一方指銭帳記載 は一六

こ、組頭二人が縄下になった。

が入獄になった。

が入獄になった。
一二月には大蔵分の上納滞りのために、組頭利衛門みなせよう。一二月には大蔵分の上納滞りのために、組頭利衛門た。ちよは南郡に追放となり、藤衛門は閉戸になった。この一件だ。ちよは南郡に追放となり、藤衛門は閉戸になった。この一件詳細は不明であるが、彼女は藤衛門と懸け合い一件を起こしてい詳細は不明であるが、彼女は藤衛門と懸け合い一件を起こしてい明和六年(一七六九)六月には、潰平介後家ちよが直訴した。

増した。
増した。
増した。
明和七年 (一七七〇) 正月にも人馬役は御免になった。四月に明和七年 (一七七〇) 正月にも人馬役は御免になった。四月に明和七年 (一七七〇) 正月にも人馬役は御免になった。四月に明和七年 (一七七〇) 正月にも人馬役は御免になった。四月に

している。
の額がおよそ耐えられる水準のものでなかったことを十分に示唆の額がおよそ耐えられる水準のものでなかったことを十分に示唆になったために、組頭清七が縄下になった。普通滞るといってもになったために、組頭清七が縄下になった。普通滞るといっても附」を提出した。一〇月七日には大蔵分の初済期が「一組丸滞」明和八年(一七七一)も旱魃であった。八月に「日枯之作付書

た六月には、長昌院の番太が殺された。陰鬱な雰囲気の流れる村な村方に、一二月には大蔵役所から百両の借上が命じられた。まざらに規制を強めたのであろう。もちろん下伊勢畑村が、年貢にさらに規制を強めたのであろう。もちろん下伊勢畑村が、年貢にる。この年は一七回でしかない。盛時の三分の一である。藩側がる。元の年は一七回でしかない。盛時の三分の一である。藩側が安永元年 (一七七二) 以降は、村役人の出張の記事がさらに減

方を、一層暗くさせる事件であったに違いない

害となった。 害となった。 まとなった。 まになり、「村々申合御指図之上」、中河西村久次衛門と下圷村半左になり、「村々申合御指図之上」、中河西村久次衛門と下圷村半左 なの、「村々申合御指図之上」、中河西村久次衛門と下圷村半左

ならば、 悪所分・荒地分が認められて、 は次のようにある。 なった。そこで年貢や借金の整理がなされた。その八月の記事に 死去した。そして、一二月一四日には二一軒が焼ける大火が起き り、年々の付荒引高を認めなかったからである。 七月には大蔵が しかし、 示している。主税には子供がなく、この家は絶家となり、 庄屋吉兵衛が悔みに行くと、「上納辻切訳ニ付御指留メ」となっ た。村民はさぞ困惑したことであろう。安永四年には被災者達が 焼潰」になると、村役人達は七月までに五回も通って歎願した。 安永五年(一七七六)一月に大蔵の跡を継いだ主税が死去した。 安永三年(一七七四)には田方定免願が出され、 領主と下伊勢畑村とが極めてまずい関係にあったことをよく 小割付帳をみるとこの制度の下では余程のことがない限 この定免制では年貢は額面通り安くならなかった。 以前より五石程年貢は安くなった。 定免となった。

へ出合二申合候而、相揃罷出申候。上ケ有」之村々一同二罷出申候筈二申合セ候而、新町惣蔵所利金御加、御一紙御証文御渡被」下候様二と、御知行所御借弐分御借上ケ指出申候所、元金八先納御手形二請取申候得共、是八主税様御役所へ御郡方より御金御拝借仕、元金百拾六両

清光院へ入寺した。

清光院へ入寺した。

これはなかなか難解な文章であるが、次の意味であろう。すなこれはなかなか難解な文章であるが、次の意味であろう。すなこれにががかか難解な文章であるが、次の意味であろう。すなこれになかなか難解な文章であるが、次の意味であろう。すなこれになかなか難解な文章であるが、次の意味であろう。すなこれはなかなか難解な文章であるが、次の意味であろう。すな

身であった。 り、 住屋吉兵衛が縄下になった。 の初済期分の滞りには、組頭の重衛門と儀衛門とが縄下になった。 の初済期分の滞りには、組頭の重衛門と儀衛門とが縄下になった。 の利済期分の滞りには、組頭の重衛門と儀衛門とが縄下になった。 の利済期分の滞りには、組頭の重衛門と機衛門とが縄下になった。 の利済期分の滞りには、組頭の重衛門と機衛門とが縄下になった。 の利済期分の滞りには、組頭の重衛門と機衛門とが縄下になった。 の利済期分の滞りには、組頭の重衛門と機衛門とが縄下になった。 の利済期分の滞りには、組頭の重衛門と機衛門とが縄下になった。 の利済期分の滞りには、組頭の重衛門と機衛門とが縄下になった。 の利済期分の滞りには、組頭の重衛門と機衛門とが縄下になった。

六 安永八年の一揆

増して、 〇石余、 一七七六)一四七軒、 軒と急減している。 下伊勢畑村は窮乏の極に達していた。 正確にはとらえられないが、 安永七年には二六四石余になった。ついに安永七年、 七年三一石余、 また潰人分引高は安永五年九石余、六年一 六年一三〇軒、 八年四六石余と急増している。荒地も漸 指銭帳の面割軒数は安永五年 この時期、 七年一二五軒、 潰れ人が続出 八年 村

> る。 る。 る。 ののの決議をした。すなわち、「村困窮ニ及潰人年増ニ出人達は一つの決議をした。すなわち、「村困なに、「百姓一同相談之上、面かけニーが、 のである。 のでのな。 のである。 のでなる。 のでなる。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでな。 のでな。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでる。 のでする。 のでる。 のでる。

二泊している。 そして、 らである。 る。これを表8の宝暦三年(一七五三)と比べると、 金を含めて、田方一七石四二八、畑方二二一両二分六一一文であ 聞き入れられなかった。この年の年貢高は小割付帳によると口米 役人に申上げるために、 兵衛は組頭五左衛門と水戸に行き、 役所や元/達を廻り、 の取箇六ツ三分である。 たためである。 畑方は荒地が増えたにもかかわらず年貢が増えた 制にして取箇を五ツ一分から四ツ六分に減らしたのと荒地が増え 余減り、畑方は逆に五両弱増えている。田方が減ったのは、 二月一一日に庄屋吉兵衛と組頭惣兵衛は水戸に行き、 宝暦三年の「畑方本郷分」の取箇が六ツ二分と安かったか 安永七年の「畑方本郷分」の取箇は、 歎願して願書を提出した。二月二 上小瀬村に行った。しかし、 四月四日に吉兵衛は「村大願」 書き直した願書を提出した。 この時期の平年 田方は三石 この大願は 一〇日に吉 を扱い 三泊して

できず、拝借を願った。六月一七日には大豆品納を願った。八月村は、この年も滞納を続けた。五月一四日には御救稗年賦返納がされたかは不明である。減免要求のかなえられなかった下伊勢畑なされたはずであるが、これ以降、減免の歎願がどのように展開て集めた金額は五貫六〇〇文であったから、もっと多様な工作が四月四日までに使った金額は一貫五六〇文である。これに対し

長倉村で皆済できなかったからである。 長倉村で皆済できなかったからである。 長倉村で皆済できなかったからである。

門・平兵衛は、 領・松岡・保内領まで付添われて追放された。 厳罰を下した。 藩の役人の渡辺清吉と長倉清重、 月に行われた。二〇日の夕方から二三日朝まで、 の趣旨は、 起きたのである。そのほかこの件の詳細は不明である。 はっきりしないが、一月五日に庄屋吉兵衛が役所に年始の挨拶に されなかった。かくして遂に直訴が決行された。正確にいつかは 合二付、追御尋被」成候御用」に召出されているから、 行った記事にはこの件はなく、一八日に「村方百姓共直訴かゝり 二泊)が来た。 亡村の危機を感じた下伊勢畑村民の大願であった減免願は採用 それぞれ近村の村役人に付添われて行った。彼ら九人の刑の 衛門と兵七は部垂に、 大幅な減免御救であったことは間違いない。 それぞれ長倉村・赤沢村・野口平村の村役人に南 |||日にそれは執行された。 彼らは「其筋々御呵」に処すると共に、 そして山横目の半次衛門 衛門と兵蔵は太田に入牢となっ 追放人新八・藤衛 下伊勢畑村には と藤十は馬 この間に 指導者に 処罰は七 ただ願い (彼は

下伊勢畑村は年貢に苦しむのである。 ろ 門が縄下になった。その日請金も調えることが出来なかったとこ 切替の御糺を受け、四、五月ころに潰人高・諸上納滞・諸拝借 ることができなかったので、二六日から二九日まで吉兵衛と義衛 四日に天正院へ入院した。一二月の皆済の時にも日割の通り調え 納が続いたが、九月一八日に初済期を滞らせた時には、 くらいである。かえって年貢収奪は厳しさを増した。この年も滞 金・荒地手余の書附帳面を勧農方に千田村において提出したこと 方役人が赤沢村に来た時、]は縄下に処せられた。 揆は何らの成果ももたらさなかった。ただ二月一三日に勧農 縄下入獄に処すると命じられたので、組頭治部衛門は九月二 そして、 吉兵衛達は潰人・手余の高と田方定免 翌安永九年 (一七八〇) 以降も 組頭義衛

七結び

私は本稿において、これまで淡淡と下伊勢畑村の過酷な年貢収

せたのである。 ある。 ĸ めていたのである。そして、ここで留意しなければならないこと は地租はーパーセントが適当と詠ったが、 つ 下伊勢畑村にみられたような小さな一揆を起こしたと展望でき にあわなかったとしても、 府の絶対主義官僚の目でみてさえ、あるべき量の三倍の年貢を納 のままの三パーセントであった。すなわち、 人質を取り、 た。 ?の実体を語って来た。幕藩制下の年貢は農民にとって過重であ その過酷な徴収法は下伊勢畑村に特殊な例外ではないことで どれ位過重であったか。たとえば地租改正の時、改正条例 幕藩制下において年貢を取るということは、 入獄を命じ、はては田畑・妻子を売らせても上納さ それ故に幕藩制下、 過重な年貢を負った農民達は、 たとえ下伊勢村程には辛い目 実際は近世の年貢高そ 近世の農民は明治政 納めなければ 各地に

じめとする水戸藩の学者や役人は一揆を恐れていたのである。発展する基となるのではないだろうか。それ故にこそ、幽谷をは要求は貫徹されないとの自覚を農民に持たせ、やがては大一揆に下伊勢畑村で起きたような小さな一揆は、孤立分散していては

どの契機が必要であった。一揆発生の法則性とその性格・発展を 至ったことである。 考える。 らに多様な側面から検討が加えられなければならない。 あまりに過酷な年貢収奪を受け、 条件が必要である。 未進を永年賦にするかどうか、 私は近世、百姓一揆は原則的にはいつ、どこででも起きえたと 非常に難しい問題である。下伊勢畑村の一揆に関しても、 することは、 しかし、 そうはいっても、一揆が起きるにはそれなりの 一つ一つの一揆を解明する作業を前提とする故 下伊勢畑村の場合は、一つには長年にわたり しかし、 それだけでは一揆は起きなかっ また藩主が農村復興を指令するな 遂には亡村の危機を抱かせるに まず藩側

> ずである。また農民側の問題として、なぜ村役人達は稲かつぎの もかかわらず、過重な年貢をかけ続け、過酷な方法で収奪を続け の問題として、 ている そしてそれは全国的に展望できることを、最大の成果として誇っ なかったのか。さらに特産物生産地帯であった下伊勢畑村では、 たのか。年々潰百姓が続出しているのを知っていたにもかかわら 過酷な年貢収奪のために、 姓一揆が少なかったと言われて来た水戸藩領農村において、 実体は等である。そうした限界を持ちながらも、 前期資本による収奪、 同じように疲弊していた近村の百姓達に訴えて、 か。下伊勢畑村の庄屋はなぜ代表越訴しなかったのか。 ような一揆を内々で処理し、 なぜ藩主が農村を復興させるよう指令を出したに 前貸が考えられなければならないが、 多数の百姓一揆が発掘できることを、 願意を取り次ぐことをしなかったの 連帯しようとし 本稿は一般に百 またなぜ

に一瞥しておこう。 ところで、その後下伊勢畑村はどうなったのであろうか。簡単

増大し、 10にみるように、指銭帳の面割軒数は天保七年(一八三六)まで 口も減少した。 田方は二分の一、 て田方八石六〇六、 の倍以上、 地は小割付帳によると五七四石四八八、 にはさらに多い二〇二石余の永引地が加った。このために荒地は 八三)には八四石余の永引地が加わり、五年には一〇石余、七年下伊勢畑村は天明の大飢饉に大打撃を受けた。天明三年(一七 文化元年 (一八〇四) 年貢高はますます減少した。寛政三年 (一七九一) の荒 村高の五二パーセントに達した。年貢は口米金を含め 小割付帳によると、 畑方は三分の二の年貢高になってしまった。 畑方 四 には一四一軒になっている。 両三一七文で、安永七年と比べて 天明三年に一八一軒あった農 実に安永七年(一七七八)

寛政~天保面割軒数・潰人高 表10

年 代	面割軒数	潰 人 高	年 代	面割軒数	潰人高
寛政7年		47石866	文政4年	80	265.480
寛政8年		47.866	文政5年	81	287.889
寛政9年		55.991	文政6年	79	
寛政10年	121	56.875	文政7年	75	
寛政11年	119	56.875	文政8年	69	
寛政12年	120	56.875	文政9年	69	
享和3年	115	56.875	文政10年	67	
文化2年	112	121.756	文政11年	66	
文化4年	108	138.797	文政12年	66.5	
文化5年	108	138.797	天保元年	66.5	394.388
文化6年	104	154.122	天保2年	67	386.322
文化7年	100	157.974	天保3年	65	401.585
文化8年	96	180.234	天保4年	65	385.676
文化9年	95	185.310	天保6年	64.5	
文化10年	89	209.030	天保7年	64	
文化11年	87	224.883	天保8年	66	371.095
文化12年	86	229.192	天保9年	66	381.192
文化13年	84	234.023	天保10年	68.5	380.637
文化14年	82	240.944	天保11年	66.5	398.070
文政元年	82	246.404	天保12年	66.5	360.786
文政2年	81		天保13年	66.5	358.720
文政3年	82	267.315	天保14年	66.5	

下伊勢畑区有文書 指銭帳より作製

天保期にも改革は実施された。 八四二) には検地が実施された。

天保一三年 検地野

打ち出された。名請人の数は八五人である

によると、下伊勢畑村は三六九石二二七と

畑村の農民は、 下伊勢畑村の畑方の年貢は二両三分程下がる のためである。 なくなっているのである。 の者はおらず、 されている田畑の持高をみると、一二石以上 れ、その分を割り当てたのであろう、中層農 ○軒近くが潰れたこと、それも下層農民が潰 かに二〇人程の下層の新田百姓がいる)、 の表9と比較すると (ただし表9にはこのほ たものである。これを宝暦二年(一七五二) 六石未満が圧倒的になる。 民が増えている。しかし、引高を除いた生産 11は文化元年(一八〇四)の農民階層を示し この間に下伊勢畑村は大きく変化した。 田方の年貢は平年は一二石余となる。 零細な集約農業をせざるを得 すべて中下層農民の持高で、 荒廃の結果下伊勢 耕地と労働力不足 表

農業行事の達がなされ、 実施されたのである。しかし、この改革は成功しなかった。 五段階)に分けて年貢を取るようにしたから、やはり村方改革が 割付の仕方が変わり、「本郷分」の取箇を下げて、四段階(後に この間に立退人の調査や妊身出生の調査、分限帳の作製、 また享和三年 (一八〇三) からは田方の

っていた。

水戸藩としてももはや改革に本格的に取り組まざるを得なくな

寛政から文化にかけては改革の時期である。この間に

村方改革が実施された。下伊勢畑

上伊勢畑村では藩の指導の下、

減り続け、

逆に潰人高は増大し続けた。

村に村方改革が実施されたと明記した史料は残されていないが

付帳によると寛政一〇年 (一七九八) 以降: で増徴の方針が堅持されたからである。 割付帳によって、

天保一二年 (一八四一) と弘化元年 (一八

田方は一二石八九か

の口米金を含めた年貢高を比べると、

た多労働集約型の農業を追認するものとなったのである。

三四文になった。 ら七石五六九と、

田方で六〇パーセント弱、

畑方で七〇パーセン

2

『日立市史』近世第三章二

日立市役所

一九五九年。『水戸市史』

畑方は一三五両一分六〇六文から九四両

ಶ್ಠ

未満の中下層農民である。

天保検地の結果は、

の農民階層を表示したのが表12である。

名請人の数は九七人であ

そして、全員が九石

進行した零細化し

を改めて論じようと思う。 れらのことに関しては、

この間は新たに一二人取り立てている。

写してまとめ直した天保一四年の名寄帳が残されているので、

式な検地帳は三冊の内一冊しか残っていない。

表11 文化元年農民階層

+ + -	=	全持高分			引高を除いた持高	
持 高 _石	人数	人数	%	人数	人数	%
18 ~ 21	1	1	2.8	0	0	0
15 ~ 18	3	4	2.0	0	0	0
12 ~ 15	9			0		
9 ~ 12	28	98	69.5	7	34	24.1
6 ~ 9	61			27		
3 ~ 6	30	39	27.7	77	107	75.9
0 ~ 3	9	39	21.1	30	107	15.9
合 計	141	141	100	141	141	100

下伊勢畑区有文書「下伊勢畑村子御年貢小割付帳」(1608)より作 製。潰人・宗教関係者は除いた。

二九・五パーセ

るから、

村高で

六あっ たのであ

地で書かれる下 ある。野帳は現 てしまったので

三分の一に減っ

た。 農家もほぼ なってしまっ ントでしかなく

る。その後の正 書の帳簿であ

しかし、それを転

間下伊勢畑村の農家軒数は安政三年に至るまで九七軒に達し

(一八七一) までの小割付帳をみると、

表13にみるように、

七六)一二月、下伊勢畑村では再び一揆が起きた模様である。

荒廃から復興へと向かう問題と共に、

稿

まだまだ不安定であったのである。そして、

明治九年 (一八

な

そ

はない。弘化元年から明治四年 న్ఠ 安定化したかというと、そうで この減免によって下伊勢畑村が 大幅な減免である。 の年貢高になっ たのであ しかし、

表12 天保検地農民階層

本新田合わせて 伊勢畑村は村高

外に寺

実に下

| | 五 | 石七八

持高石	人数	人数	%
6 ~ 9	4	4	4.1
3 ~ 6	61	93	OE O
0 ~ 3	32	95	95.9
合 計	97	97	100

下伊勢畑区有文書「下伊勢畑村本郷分 田畑持高 名寄帳 」(387~389)より作製

1 年代に関しては異説がある。『水戸市史』 九六八年。 高橋裕文「保内の農民騒動 (上)」『大子町史研究』第十三 中 巻 (一) 二五~二七頁 水戸市役

表13 幕末期農家軒数

年	弘化	弘化	嘉永	安政	安政三年	安政	安政	安政	慶応三年	明治	明治	明治	明治
代	元年	四年	四年	年	三年	四年	五年	六年	三年	元年	年	三年	四年
軒数	93	95	94	95	97	97	97	97	97	97	97	97	97
— /n	±+ .bm			-1.	+1 /L	AE 1.	10 //-	Æil.	4- 4-	·m //	Arr	/\ 1	

下伊勢畑区有文書 小割付帳より作製。なお潰分無主分と宗教 関係は除いた。

九九~一〇〇頁

- 3 近世編Ⅱ三 勝四市 一九七八年。 『水戸市史』中巻 二 第七章第三節) 水戸市役所 一九六九年。『勝田市史』
- 『水戸市史』中巻 二 第九章第三節
- 『水戸市史』中巻 五 四九九~五〇二頁 水戸市役所 一九九〇年。ただし両 たこととは、 したこと、この二つのあり方と、いわゆる世直し一揆的に豪農層を打ち毀し たことと、幕府・水戸藩の指揮下に農兵として参加して戦い、打ち毀し等を 著とも、民衆が尊攘派の暴力的行為に対して地域防衛のために団結して戦っ 高橋裕文「幕末水戸藩内乱と農民闘争」『茨城県史研究』 52 一九八四年 一応分けて考えるべきである。
- 6 民衆』(ぺりかん社 一九八九年)所収。『水戸市史』 中巻 五) 木戸田四郎「慶応二年那珂湊打ちこわしについて」同著『維新期豪農層と 六〇三个六〇
- 7 『水戸市史』中巻二 二五四~二六〇頁
- 9 8 史』中巻二 二九八頁。 『日本経済大典』第十四巻(五〇五頁。『水戸市史』中巻()(二九八~二九)) 『日本経済大典』第十四巻(五二七頁)史誌出版社(一九二八年。『水戸市
- 10 『幽谷全集』 一八六~ 一八八頁 一九三五年
- 11 年表』(中・近世一揆研究会 一九八九年)にも稲かつぎはのっているが 年の太田地方の一揆になりそうになった事例と一緒になっており、 既に『水戸市史』でも取り上げていた。しかし、その取り上げ方は、 にも六行余と軽い。 して紹介されている。「強訴」とも推測しているが、あくまでも「騒動」 安永七年の事例は『水戸市史』(中巻 二) 本稿で扱う下伊勢畑村の二件の一揆の場合、宝暦の事例は未報告であるが、 また稲かつぎが無視されて来たのでもなく、(9)に記したように 最近の事例でみると、斎藤善之著『茨城県百姓 二八四頁)に、「下伊勢畑騒動」と また量的

- 寛政年間ともしているが、いずれにしても一時的な流行現象のようにとらえ 『水戸市史』に影響されて、年代を天明元年としている。ただし、 異説として
- 12 代社 一九九五年) 所収 「煙草生産上伊勢畑村にみる農村荒廃」拙著『明治維新と水戸農村』(同時
- 13 下伊勢畑区有文書による時は、特にその旨断らない 東茨城郡御前山村下伊勢畑 小割付帳」(一六五九 下伊勢畑区有文書整理番号 下伊勢畑区有文書「下伊勢畠村亥年御年貢可 以下同じ)。 以下
- 14 正確にいうと、寺社の除地はこのほかである。
- 15 二なりがたし。七、八石より拾弐石限り二而よし」と言っているから、三石 ではあまりに一致しない。ただ流謙も、「高三、四石持では作徳至而少く経営 はないが、下層の基準は五反 (いわゆる五反百姓= 貧農から設けた) と六石 較すると、一町= 七石とすると、上層の基準は二町と一五石とであまり矛盾 層としている。石高での分類の基準は坂場流謙の「国用秘録」(『国用秘録』 下層としている。 木満、五反未満はまったく経営の成り立たない極貧層と理解すべきであろう。 私が農民階層を分析する時、 九九頁 茨城県 一九七一年)の指摘に基いている。 一方石高でする時には、 面積でする時は二町以上を上層、 一五石以上を上層、 六石未満を下
- 16 (13) と同じ

17

「(御用留)」(四)

かっこをつけたのは、つけ標題のため。

以下同じ。

- 18
- 「下伊勢畠村申諸願書村扣」(七)
- 19 「下伊勢畑村酉諸願村扣帳」(八)
- 20 もある。また寛政以後二冊に分冊されるが、一方を欠いているものもある。 寛延二年、 欠けているのは、享保一〇年、一五年、一九年、二〇年、 下伊勢畑村指銭帳 (一七四六~一九一六) 天明元年~四年、 六年~慶応二年、明治四年~六年。 六年、七年、 寛政元年、天保五年、 享保元年から明治一二年まで。 なおかなり破損しているもの 元文 嘉永六年~ 年

- 21 年以降の小割付帳は、 七三~一六五八)。 以下小割付帳からの引用は特に必要と認めた場合を除いて 以下指銭帳からの引用は、特に必要と認めた場合を除いて注記しない。 伊勢畠村戌御年貢可納小割付帳 」(一五七三) 明治一〇年までかなり残されている。整理番号 (一五 下伊勢畑村の寛保二
- 22 「下伊勢畠村子年指銭帳」(一七五〇)
- 23 御前山村野田 中田令子家文書「乍恐以書附奉御窺候事
- 24 時は、特に必要と認めた場合以外、 下伊勢畑村の年貢割付状は、享保三年から一八年までの内の七通と年代不 通が残されている。整理番号(一五六五~一五七二)。以下割付状による 注記しない。
- 25 「下伊勢畠村本郷畠 川欠代地相渡御検地帳」(三五六、三五七
- 26 〇)享保一一年「下伊勢畠村本郷畠方切添当午之川欠代地渡帳」(三六一) 帳」(四五四)。享保元年「下伊勢畠村本郷畠川欠代地割渡申立帰改帳」(三六 享保一一年「下伊勢畠村本郷各免田方川欠石河原砂置白打之永引当午迄寄
- 27 「下伊勢畠村本郷畠川欠代地渡午立帰改帳」(三六六)
- (三八四) 御前山村上伊勢畑 上伊勢畑区有文書「上伊勢畑村寅御年貢可納取附之事.
- 29 ただし、表7の元になった永引寄帳は、三月付になっている
- 30 「下伊勢畠村本郷かく免田畠川欠石河原砂置当酉改帳」(四五六)
- 31 勢畠村河原新田分畠方川欠石河原永引当亥改帳」(四五八) 「下伊勢畠村本郷分畠方川欠石河原砂置永引当亥改帳」(四五七) 「下伊
- 32 上伊勢畑区有文書「上伊勢畠村戌御年貢可納取附之事」(一三九二)
- 33 「下伊勢畠村本郷田方当子川欠改帳」(四五九)
- 34 「(下伊勢畠村子御年貢可納取附事)」(一五七〇
- 35 「下伊勢畠村本郷分畠方石河原卯改帳」(四六〇)
- 37 指銭帳では「弐成」と読めるが、物成のことであろう。

「下伊勢畠村本郷分畠方当巳川欠永引改帳」(四六一)

36

- 38 宝暦元年「下伊勢畑村未年中指銭帳」(一七七四)
- 40 39 享保一二年七月一日生まれ。延享四年に吉宗に拝掲して、従四位下侍従、 に大蔵大輔。明和元年上総介。同六年飛騨守。安永三年七月六日卒。四八歳 九七四年)によると、水戸藩四代藩主宗堯の庶長子で、名は主税、 松平大蔵大輔とは、『徳川諸家系譜』(第二 二五五頁 続群書類従完成会
- 宝暦三年「下伊勢畠村酉御年貢可納小割付帳」(一五七八)
- 宝暦八年「下伊勢畑村本郷田畑寅川欠永引改帳」(四六九)
- 「下伊勢畠村本郷田畠白打川欠石河原永引当巳改帳」(四七一)
- なお小割付帳では宝暦一二年分から潰人分の記載が始まる。

43 42 41

44

- 「下伊勢畑村本郷畠各免当酉改帳」(三七二) 伊勢畠村河原新田分田方永引立帰当巳本郷畠二成改帳」(三七一) 年「下伊勢畠村畠方永引当巳各免二立帰改帳」(三七〇) 分畠方先川欠当亥立帰改帳」(三七三) 宝暦九年「下伊勢畠村本郷分畑方先川欠当卯立帰各免改帳」(三六八) 一〇年「下伊勢畠村本郷分畑方先川欠当辰立帰改帳」(三六九) 明和四年「 | 下伊勢畑 | 村新田 宝暦一一年「下 明和二年 宝暦一一
- 45 かれているが、便宜本稿では大蔵に統一する。 (39)に指摘したように大蔵は後に上総介、 飛騨守になり、史料もそう書
- 46 明和九年七月二五日頼順養子。安永五年四月八日卒。二二歳。『徳川諸家系譜 第二 二五五~二五六頁 水戸藩五代藩主宗翰五男。名は主税、頼図。宝暦五年八月一二日生まれ。
- 『水戸市史』中巻二 二八四頁)
- 下伊 勢畑村本郷各免新田田方川欠砂置当卯永引 改帳 」(四八五)

48

47

- 49 「下伊勢畠村本郷分畠方永引当巳改帳」(四八六)
- 下伊 勢畠村本郷各免新田田畠之内石河原砂置当未永引改帳」(四八七)

50

- 51 茨城郡下伊勢畠村御検地野帳」(三七六~三七八)
- 52 「常陸国茨城郡下伊勢畑村御検地帳」(三七九)